

1. 平成27年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成27年12月7日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥
会計管理者	佐 藤 宗 春	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春	国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
主任主査

加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 渡辺友三君、16番 清水敏夫君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、16番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） おはようございます。16番 清水敏夫であります。ただいま尾村議長より発言の許可を得ましたので、これより大きくは2点について、市長さん並びに部長さん方に御答弁を求めたいというふうに思います。

まず、今まで市会議員にならせていただいて、22回ほど登壇させていただきましたが、1番目のくじを引いたのは今回が初めてでございます。何かことし中の運を使い切ってしまったかなというふうに思っておりますが、来年も含めまして、きょうはそういった意味で心も新たに、いつも緊張しておりますが、極めて緊張の中で質問をさせていただきます。

さて、一般質問に入る前に、一言だけ感謝とお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。それは、私も議員就任以来、何度となく早期実現を念願し、あるいは提言し、要望してまいりました、めいほうトンネルの件でございます。

めいほうトンネルは、地元明宝地域、特に小川地区の皆さんでは半世紀以上にわたりましての悲願でございました。今日まで、郡上市合併しましてから、初代の碓市長さん、そして続いて日置市長さん、さらには郡上市議会の皆様全員のお力を一丸となってお借りしながら、郡上市の最優先課題として、岐阜県へ、あるいは国へと要望活動もいただいております。

こうした願いによって、もちろん野島県議さんの大きなお力もお借りする中で、岐阜県知事、古田知事さんの着工決断へと大きくかじが切られました。過日の10月23日には、念願のめいほうトンネルは着工式を迎えることができました。地元の喜びは本当に満ちあふれておりますけれども、それとあわせまして、今後、小川地域が持続可能な地元地域として、これから地域づくりに、またあしたに向かって邁進をしていきたいというそういう思いの気持ちでいっぱいではないかというふうに確信をいたしております。今日まで御尽力を賜りました関係各位と、また郡上市民の皆様の御支援に厚くお礼を申し上げたいと思います。

ちなみに、きのう現在でどのくらい掘削されてるのかなというのをけさ聞いてまいりましたら、60メートルほど切りましたと、掘削を終わりましたという話でございました。一日にすれば4メートルか5メートルというふうな、まだ本格的な稼働にはなっていないようですが、いよいよこの掘削が始まったということで、私たちも身の引き締まる思いで見守っていきたくし、また、早期の完成をぜひとも心から念願をしたいというふうに思います。皆様まことにありがとうございました。

それでは、本日の私の一般質問の第1問に入らせていただきます。

第1問につきましては、来春の郡上市長選挙、日置市長3期目の出馬表明はというタイトルで上げさせていただきました。これにつきましては、去る10月の13日でしたか、日置市長の後援会の役員会の折に、渾身の力で今後も市政に取り組んでいきたいというふうなことであるとか、活力ある市にしていく必要のために御理解が得られるのであれば、力の限り努力したいというふうなことを述べられ、出馬への意欲をそこで見せられたというふうに一部報道がございました。

私たち、ちょうど先日、郡上市の選挙管理委員会でも、来春の市長、市議会も同時でございませうけれども、郡上市の場合は、任期が4月の10日、選挙期日は28年3月の27日告示、同4月3日が投票・開票日というふうに選挙期日も決定をしてくいております。

日置市長さんにおかれましては、碓市長さんの後を受けられまして、日置市政としては1期目、2期目を残すところ4カ月というふうな今状況でございます。郡上市は、過去にはこの日置市政の1期、2期につきましては、脆弱な市財政の健全化とか、あるいは広大な郡上市における道路あるいは上下水道のインフラ整備、あるいは学校施設の耐震化、さらには企業誘致とか既存企業、農林業の振興による雇用の確保とか、あるいは少子化に伴う子育て・高齢化対策等々、山積みのこの2期の期間ではなかったというふうに捉えます。

そういうことも踏まえながら、市長といたしましては、いよいよ市がスタートいたしまして13年

目に入ります。市長としての第3期目について、市長はどのようなお考えをお持ちか、あるいはどのような願いを持っておられるのか、市長としての出馬について、その決意のほどがあれば、状況をお伺いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、私にとりましても大変緊張する答弁でございますけれども、お答えを申し上げたいと思います。

ただいまお話がありましたように、私、平成20年の4月に市長に就任をさせていただきました。間もなく8年になろうといたしております。この間、議会の皆様とも個別の問題については是々非々というような形でいろんな議論もさせていただきましたが、議会、それから市民の皆様、そして職員の皆様、そうした皆様の御理解、御支援、お支えによって、この8年間弱を市政を担当させてきて、こさせていただいたことに対しまして、まずもって深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

最初に市政を担当するに当たりまして、第1期目のときに私は、5つの郡上市としてこういう方向を市政の方向を目指したいということを申し上げました。それは、まず第1に、一つは、やはり7つの町村が合併をして一つになるということ、この一つの市としての一体感、そうしたものをみんなが持てるようにということで、私は市政の推進に当たって、公正・公平な市政、そして融和の市政ということに心がけてきたつもりでございます。おかげさまでこの8年間、本当にそういう意味で皆様に御支援、御理解、御協力をいただいたというふうに思っております。

また、ぜひこれからの地方自治、地域の活性化に当たっては、市民の皆さんが主体になって参画をしてくださる、あるいは住民自治というものを推進するというようなことで、住民自治の息づくまちづくり、市政というものも目指してまいりました。

また、少子・高齢化が進行をしていく中で、やはり郡上市の安全・安心な生活、これを確立するというので、福祉、医療等々についていろいろな施策を進めてきたつもりでございます。

また、将来へ向かって希望や活力、こういうものが持てるようにということで、やはり産業の振興あるいは基盤整備あるいは教育、こうしたことにも取り組んでまいりました。

それからまた、最後御指摘もございましたが、就任させていただいた当時、財政もなかなか先行きが困難な見通しでございました。何とか財政の健全化を図っていききたいと、このようなことで市政を運営をさせてこさせていただいたというふうに思っております。

1期目、2期目を通じて、振り返ってみますと、そうした掲げた方向、これは私自信反省点もいろいろございまして、スピード感や、あるいはそうした施策の達成度に必ずしも十分でなかった点もあるというふうに思っておりますけれども、一つ一つ、一步一步進んできたかなというふうに思

っております。

そして、今そういう中で、次の期間へ向けて、幾つかの郡上市政としては芽を育ててきたというふうに思っております。いろんな、元気にする、活性化をするための施策の芽というものも今育ちつつあるというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、いろいろとそうした8年間の市政というものを踏まえて、今育てつつある芽、例えば一例を言いますと、テレワークのまちづくりであったり、あるいは、これは市政とも関係ありますが、例えば長良川鉄道の観光列車の導入というものを踏まえた郡上市の観光の振興であるとか、そうしたような幾つかの芽を育てていかなければいけないというふうに思っています。

また、もちろんいろんな意味で、この8年間まだまだ解決しなければならない課題も認識をいたしております。それは、例えば郡上市がかかわっているいろんな第三セクターの経営安定、立て直し、こうしたこともしっかり進めていかなければならないというふうに思っておるわけでございます。

そのようなことをこもごもいろいろ考えてみますと、次の4年間という時期は、これまで努力をしてきた一定の財政の健全化ということについても緒がついてきておりますので、そういう中で、可能な限りやはり積極的な市政をこれから進めていく必要があるかというふうに思っております。これからの当面取り組むべき課題を取りまとめたものの一つには、先ごろ策定をした地方創生総合戦略、これに基づく幾つかの施策がございます。これらの施策を、私としてはそうした計画を取りまとめた者の責任として推進をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

そのような考えのもとに、市民の皆様方あるいは議会の皆様方、職員の皆様方の御理解や御支援を得て、次の4年間、渾身の力をもって市政に取り組み、そしてそれをしかる後に次の時代へ引き継いでいきたいと、このように考えております。そのような覚悟を持って今決意をしているところでございまして、このことにつきましては、市民の皆様方にこの約8年間の私の市政というものをいろいろと検証していただいて、私としては虚心坦懐に御判断を仰いでいきたいと、そのように考えておるのが現在の考え方でございます。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ただいま日置市長のほうから、3期目に向けての、1期目、2期目を踏まえて、3期目に向けての市長としての郡上市づくりへのビジョンを、今一部ではございますが、語っていただくとともに、引き続き頑張っていきたいという表明をいただきました。心強い決意だと思っ受けておめさせていただきます。

たまたま前回、4年前のときにも、あれは9月定例会でございましたが、私もこのことについて、市長に2期目の出馬について問うたことがございます。そのときの市長の言葉の中に、市長という

職は、市民の皆さんに心を得て、負託を受けてやる仕事でございます。例えてみれば、マウンドの上で投げるピッチャーでございます。監督は市民でございますというようなことをおっしゃっておられました。3期目、第3試合になるかと思いますが、またピッチャーとして、監督であります市民の皆様方のそういう負託が得られれば、必ずやというふうな決意をしていただきました。

そこで、もう一つ、3期目に向けての市長の思いを確認をさせていただきたいことがございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今3期目に向けての決意がございましたが、いよいよ今ほどもお話がございました、1期目、2期目の従来の施策とあわせて、特に人口減少化対策、脱消滅都市対策とでも申しましょうか、そのための郡上市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンというものも戦略として、総合戦略として企画をここでされてきておりますし、平成16年から平成28年に向けての10年間の第2次郡上市総合計画というものも実行の年になっていくというふうに思います。

そういった中で、1期、2期の市長の財政健全化の御尽力もあり、市民の皆様の御協力もありながら、公債費比率の限度額が15%というふうなことで改善をまいりました。限度額といいますと一応18%ですかね、ということをするときに、市長としては、今後いよいよ地方交付税があと3年で、平成30年度で一旦一本化に、特例算定がなくなります。それから、合併特例債も5年間延長しましたが、同じく平成30年度において、あと3年でその制度はなくなるものというふうに理解をしております。

そういった中で、身の丈に合った財政規模で縮小をしていかざるを得ないという状況下の中ではありませんけれども、今市長がおっしゃいましたように、この市長の3期目というのは非常に大きな正念場であると。郡上市が財政健全化をたたえながらも、しかし、やるべきことをしっかりとくさびを打って、未来に続く郡上市にしたいということを実現すれば、この公債費比率につきましても、やはり18%、可能な限りそういう起債等もある程度財政健全化ということだけに縛られずに投資をしていく部分は、やはりこれは起債というものは借金とは言えますけれども、性質によっては次の時代に担うための投資であるというふうなことを考えると、余りにも公債費比率というものを主眼に置きますと、ややもするとその仕事はどうしてもできなくなるというふうなことに陥るということもございます。

そのことについて、市長、この4年間で本当にそういう意味では次の時代につなげる郡上市にしたいんだという決意の中で、そういう財政状況が変わっていく中でもどれほどの思いを持っておみえになりますか、公債費比率のことも含めて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいまお話がございましたように、郡上市の財政大変厳しい状態ござい

ましたし、今もちろん先行きが余り楽観をできるという状態でないことは清水議員もよく御存じのことと思います。

平成21年でございましたでしょうか、公債費比率が21.7%まで上がってまいりました。それを、先ほどお話がございましたように、18%未満にしないと起債許可団体から脱却できないということで、いろんな財政運営手法を駆使しながら、あるいはまた外部の財政環境にも助けられながらやってまいりまして、25年にその18%以下と、16.8%ですか、ということで脱却することができました。そして、平成26年度の決算では、それをさらに15%まで落とすことができました。

こういう状態ではありますが、今お話がございましたように、地方交付税の合併算定替は平成30年度まででございまして、次の4年間の最終年度、平成31年度は全く合併算定替がゼロになる、による増加分がゼロになるという、こういう期間だと思えます。そういうことで、必ずしも財政運営は、今15%になったから極端に楽になるということではございません。

そしてまた、片や、今お話がございましたように、郡上市としては、交付税措置のある合併特例債というのは、これは可能な限りやはり使うということが将来の財政運営にも大切なことでございまして、今年度の12月補正までを含めると、合併特例債は、郡上市が許された合併特例債の枠は258億円余でございまして、これがこの12月補正までで使用する、活用する枠が192億円余でございまして。

したがって、あと66億円というものは、この28、29、30年度のうちに使えるということですが、先ほど申し上げましたように、やはり実質公債費比率を私としては財政運営の健全性を保つという意味で、極端に将来悪くさせない限度でぎりぎりどこまで使えるかということのをこれから来年度の予算編成の作業の中で見きわめていきたいと思っておりますけれども、そういう意味で、今申し上げられることは、66億円を全てこの後の3年間で通常債の枠の中で使い切ることはちょっと難しいかもしれんというふうには思っておりますが、しかし、できるだけ使って必要なことをやっていきたいと。

それで、やはり私もこの次の4年間、これまでの8年間というのは、私つくづく見てみますと、やはり郡上市としてやらなければならない小中学校の耐震補強工事とか、いろんなことに使ってまいりました。

そういう中で、例えば今、この8年間あるいは12年間というものを見てみますと、そういう財政需要に追われていたという面がございますので、これからの4年間やるとするならば、やはりおっしゃったように未来への投資、発展への投資、あるいは郡上らしさを創造するための投資、こうしたものに可能な限りやはり振り向けていく必要があるだろうというふうには思っています。

例えば産業振興、一例を挙げれば、次なる工業団地、工業用地などもやはりつくっていかねばならないと思えますし、また、郡上らしさという意味では、例えば一例を挙げますと、重伝建地

区の無電柱化というようなものも進めて、郡上八幡の城下町らしさというものをつくったり、そういうことをしていかなければいけません。

また、産業発展のためには、今課題となっております商工会館の建てかえ等を含めた産業振興拠点施設、こうしたものもやはり整備はこの次の4年間のこの中、特に4年間と言わず、早急にやはり整備をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、御指摘のように、財政の健全性というのはただ数字の上でそれを保てばいいというものではないと思います、私も。そういう意味で、しかし、願わくば、今せつかく達成をした15%という線が余り上へ行かないように、そのぎりぎりのところでやはり健全性を保ちながら、この次の4年間というのは財政運営をしていくと。そして、それは、今これまで営々としてある程度準備をしてきた財政調整基金を初め、基金等の活用も必要とあらば果敢に使うというようなことも含めて、やはりこれからの郡上市の発展のために未来への投資、あるいは郡上らしさの創造のための投資、こうしたことを進めていく必要があるかと思えます。

もちろん非常に広い郡上市でございますので、選択と集中というようなことを一言で言いますけれども、しかしながら、郡上市全体の中で散らばって暮らしている市民の皆さんがまた安心して暮らせるような、そうした面もやはり配慮を欠かすことはできないと思えますけれども、そういうことに配慮しながら、しかし、やはりこれまでとは少し違った、積極的な財政運営なり、積極的な政策の推進ということに、もし許されるならば取り組んでまいりたいというふうに思えます。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) ただいままでに日置市長からは、第3期目に向けての、野球に例えていくならば、投手としてマウンドに立たせていただいて、そして未来につながる、永遠に不滅という言葉も言い過ぎかもしれませんが、魅力ある、光り輝く郡上市づくりのために邁進をするという決意を感じました。

どうか必ずや郡上市民の負託を受けられまして、3期目になりますと、投手としては直球とかカーブとか変化球ありますが、魔球を使うくらいにして、ひとつ郡上市の構造改革も含めながら、未来への展望に立てる、若い人が、そして住める、あるいは移住が進むようなそういう展開をぜひとも心からお願いをして、この1番目の質問については、市長の決意を固く受けとめさせていただきまして、終わりたいと思います。真摯にお答えをいただきましてありがとうございます。御活躍を祈念いたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目につきましては、過日11月の7日でしたか、和良町におきまして、タイトルは第63回日本村落研究学会大会というものが開催をされました。自分も過疎地域に住んでおる市民の1人として、

そのシンポジウムをちょっと拝見をさせていただきながら勉強したいなあというふうなことでお邪魔いたしました折に、ちょうど和良では15の自治会の中で3地区の自治会、土京と下洞と横野でしたかね、この3地区の自治会の方が、ちょうどその日本村落研究学会会長であります徳野貞雄という熊本大学の名誉教授の先生の御指導を得て、集落点検をされておられた報告がございました。

この集落点検というのは、T型集落点検というふうなことをおっしゃっておりまして、自分にとってはちょっと初耳でありましたし、それから、その中の言葉の中で他出子、他へ出ている子どもといいますかね、そういった子どもをどう地域、ふるさとへ結びつけるかというふうなことで、この先生の主な狙いとしては、人口減少社会の中で、ある程度社会が縮小していくんだらうという中で、世帯の数というものに余り重点を置かずに、家族というものに視点を当てて、人口がどんどん減っていく減っていくということばかりにとらわれずに、その減っていく親御さんには必ず子どもさんとかお孫さんが何人かいるはずだと。その子どもや孫たちを、そのふるさとの例えば郡上なら郡上のふるさとへ、その子どもたちや孫たちに時々来てもらって、そしてその地域の祭りであるとか行事であるとか、あるいは産業であるとかということにかかわっていただく。特に住まなくてもいいというふうなことを構築していかないと、人口減少ですと、お互いに人口を減らさまい減らさまいと思って、この今の総合戦略で日本中の自治体がやり合うわけですよ。

そうしますと、僕は、各自治体がこの総合戦略で平成72年には何万人にします、郡上市の場合は2万7,000人ですか、ということを立てた場合に、どっことも減らすとこはないと思うんですよ。そうすると、郡上市の、日本の人口は1億2,000万どころか、ひょっとしたら1億2,000も超えるかもしれないと、トータルで、ということになると、ふるさと納税じゃありませんけども、奪い合いみたいになってしまう部分が人口対策ではないかなということも思ったときに、僕はやっぱりこの徳野先生の人数ということに余りこだわることじゃなくて、いかにかわりを郡上市と持って、そして、その家が将来ともに持続できるかということも一つの視点ではないかなというふうなことを思いながら先生の話をお伺いいたしまして、自分も少しだけ将来の郡上市の形をちょっと変えて見ていかないといけないのではないかと。

数字で追うんじゃなくて、住んで住みやすい郡上市、住める郡上市というほうへ視点を変えていった施策の展開ということが今後必要になりますし、住んでいる者の責任もその辺にあるんじゃないかなということも思いまして、その辺につきまして、時間も余り十分ございませんが、もし、担当部長さんのほうで、T型集落点検と、和良で行われた、実施された点検につきましての感想をお持ちであるかどうかということと、当日は市長さんもたしか出席をされておられましたので、そんな中で、このT型集落点検なり和良で行われた自治会の検討会についての、郡上市にこれからその部分で生かせる部分があるかないのかなということもお伺いしたいというふうなことを思っております。限られた時間でございますが、可能であれば、担当部長さんの御見解と市長の御意見をちょ

うだいしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） お時間ありませんので、かいつまんでのお答えになりますけれども、徳野先生の特に理論は、現場から発想されまして、現場で起きていることをしっかりそれを見ながら、それから活路を開いていくというような感じがしております。

例えば、世帯というものは何かというと、それは住居と生計をともにする個人の集まりだと。しかし、家族というと、空間と時間を越えて、本当に生活あるいは精神的にも支え合う仲間だと、家族ですね。そうすると、車で20分から40分で通える近隣のところに出ていっている子どもというのは、実は2分の1くらいだというふうな調べがあると。あるいは、これを90分まで延ばしますと、それを広域セーフティーネットの生活圏だというふうに捉えると、全体では3分の2ぐらいそこに集まってこれる家族がいるのではないかと、こういうことを言っておられます。

それから、もう一つ、3区分人口のことをよく言われますけれども、65で高齢人口というふうな3区分ではなくて、実態は80を超えてもお元気でやってみると、そういう何ていいますか、力強い農村の取り組みというのが現実にあることでもありますし、そういう地域づくりをやろうというふうに言ってみるわけでありまして、大変郡上のような地域柄のところでは徳野先生のこの御指摘が当てはまるというふうに思っております。

和良地域では実際にもう4年前から、全15カ所のうち、5カ所は市の集落総点検・夢ビジョンモデル策定事業やりましたけれども、残りの10地域は所長枠で、徳野先生の手法を用いてT型の集落点検をやってきました。それで、こないだ発表のあった中の1つの、例えて言いますと、横野地区におきましては、先般もふるさとまつりが行われまして、新聞にも出ておりましたが、出て行ってみる皆さん大勢集めて、そこできずなをつくっていくようなお祭りをされましたけれども、こういうふうな例は小那比でもやはりやられております、ふるさと交流会ですね。

それから、調べてみますと、例えば明宝の寒水のいきいき会なんかは、家族アルバムで、出て行かれた家族も地域の一員としてアルバムに、写真に載せている。その結果として、掛踊に子どもたちが参加するというふうなことで、そういう考え方を郡上の中でも少しずつ取り入れられてきているのではないかとこのように思います。

これからの地方創生とか総合計画の中でも、やはり交流とか連携いろいろ言っておりますけれども、Iターンも大事だと、それから、郡上市がやっているふるさと、東京の郡上人会とか関西の県人会の会合も大事だと。同時に、地域の中における地域の支え合う仕組みづくりの中に、地域から出て行った他出子と言われる人たちが大いに参加していただける枠組みをやはりこれからつくっていくことが大事だと改めて感じておる次第ですので、大いに計画の中には盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。御指摘のように、ちょうどあの研究会に私も参加をさせていただきました、最初からではございませんでしたが。

まず、感想として持ちましたのは、ただいま田中室長のほうからも話がありましたが、和良の地域の皆さんが、最初は市のほうの集落総点検・夢ビジョン策定事業というような形で取り組みつつ、あとは振興事務所の所長粹という形で、全15地区について、それぞれの住民の皆さんが自分たちの集落の将来はどうなっていくのか、あるいはどうしたらいいか、そしてそういう出身の人たちを呼び寄せていろんなことをやっていくのに知恵を絞り、汗をかいておられると、この様子にまず非常に感銘を受けました。

先ほど冒頭申し上げました、私が申し上げました地域づくり、そういうものに市民の皆さんが主体となって参画する、あるいは住民自治というものの姿、それに苦闘しておられるということがよくわかりました。大変いろいろ取り組んでいるけれども思うようにいかないというような報告もありましたし、そういう中で本当に頑張っておられる姿と、応援をしたくなるところでございます。

そしてまた、徳野先生の、清水議員も言っておられたと思いますが、あの迫力には大変感心をいたしまして、特に、例えば他出子の問題についても、やはりもっと息子、娘たちと真剣に向き合えというようなことも言われたように思いますし、それから先ほども御指摘がありましたけども、我々は戦後、いろいろ民法の家族制度等のいろんな変更の中で今日のような家族形態になって、核家族ごとに暮らしてるような形態になっておりますけども、一緒に生計をともし、一緒に暮らしている世帯というものと親子、孫、このきずなはまた別だと。家族というきずながあるじゃないかと。それは、空間を異にしている、毎日毎日一緒になくても、週ごとに例えば息子、娘が帰ってくるとか、あるいは毎日電話をかけるとかということでもいいと思いますけど、そういう中で家族の結びつきというものを大切にしながら、やはりそれぞれの生活を豊かなものにしていくということが非常に大切だということをおっしゃったように思えてなりません。

そういう意味で、これからの郡上市を考えると、確かにどうしても私どもは地方創生人口ビジョン、現に住んでいる人間の人口の数を勘定しがちですけども、そうしたしっかり結ばれた家族、そういうもののまた全体としての市民というものを考える必要があるということで非常に勉強になりました。

先ほどの御質問でお答えしようと思ったとこなんですけども、そういう意味で郡上を、やはり郡上で暮らすことの真の豊かさ、あるいは幸福度、幸福感、こういうものが感じられるようなやっばり地域づくり、それをやはり徳野先生なんかおっしゃるそうした結びつきなども大事にしながら、それぞれの集落、そうしたところが精いっぱいとにかく知恵を絞り、汗をかいて、そして行政も手伝っていくということが大変大切なんではないかというふう感じたところでございます。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 2点にわたりまして質問させていただきました。2点につきましても、それぞれ真摯に答弁を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今ほど市長おっしゃいましたが、ブータンの例ではございませんけども、真の心の豊かさであるとか、生活の豊かさは何であるかということも、やはりもう一度私たちも原点に戻って、この郡上市づくりの未来に向けて、そういった部分も思いながらさらに進めていくことが大事かなということも今感じさせていただきました。

ちょうど時間もまいりましたので、私の質問につきましては以上で終了させていただきます。御協力ありがとうございました。終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

先日市民の方から質問をいただきまして、どういう質問だったかと申しますと、今政府が進めている地方創生とこれまでの地域活性化の取り組みというのはどう違うんですかという質問を市民の方からいただきました。それに対して、私は2つの観点で答えをいたしました。一つは、政府の危機感という観点でございます。例えば地域活性化の取り組みとしては、田中内閣の日本列島改造論とか、大平内閣の田園都市構想、また竹下内閣のふるさと創生といったいろんな有名な取り組みがございますけども、例えば今一例を挙げました竹下内閣のふるさと創生のころは、1989年、88年から89年ということで、世界の中で日本の国際競争力ランキングは、当時の資料を見ますと1位でありました。しかしながら、日本の現在の国際競争力ランキングは昨年度が21位、ことしが27位という数字になっておりまして、この地方創生という取り組みがもしうまくいかなければ日本全体が沈没してしまう、そういう危機感がまず違いますというお話をさせていただきました。

また、ある人から聞いたお話ですけども、東南アジアに行っていて、日本に帰ってきた時に日本でタイ式マッサージを受けたそうです。タイ式マッサージ90分で、ポイント割引があって、90分で6,500円がポイント割引を引くと5,000円だったそうでありまして、東南アジアのタイで90分同じタイ式マッサージを受けると、チップも合わせて900パーツ、2,500円だったそうでありまして、タイと日本で90分間のマッサージ、2,500円しか変わらない、現状でもそういう状況でありまして、これか

らの世界の発展を見ると、これからの日本の今の状況とか世界に置かれてる日本の状況というのはわかる話だなということをお聞かせいただきました。

また、もう一つ答えたのが、自治体にとってのお話でした。自治体にとっては、護送船団方式の終わりの始まりじゃないかというお話をさせていただきました。一例を挙げますと、先日大和の地域協議会の皆さん方と一緒に石川県のほうに視察をさせていただきました。石川県の金沢市に行っただけですけれども、金沢市の取り組み、またその中で、白山市の取り組みとか輪島市の取り組みなども同時に聞かせていただきました。

そのときに、地方創生の先行交付金が郡上市と、金沢はもちろん大きい市ですけども、白山市でも地方創生先行交付金の額が郡上市がもっている額よりも1桁違うぐらいもっております。本当に自治体間の競争というのは始まっているんだなということを痛感して帰ってきた次第でございます。

そんな中で、郡上市もこの地方創生に対して、本当に真摯に反省を持って、そしてしっかりと取り組んでいかなきゃいけないなということを痛感しております。

今、郡上市の置かれてる現状の中で、いつも市民の皆さんに申し上げるんですけども、郡上市としては人口減少を緩めていくという政策とともに、もう一つが人口減少したとしても、そして高齢化社会であったとしても、その中でも市民の皆さんが本当に幸せを実感できる郡上市をつくっていかなくちゃいけないというお話をさせていただいておりますので、そういった観点から質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、市民の健康づくりについて質問したいというふうに思います。

郡上市の平均寿命は、男性は全国的にもトップクラスだというふうに認識をしております。女性は、一般的傾向として男性よりも平均寿命は長いわけですけども、全国平均で郡上市の女性の平均寿命を比較すると、高いほうとは言えない状況でございます。

この分析をすることは、今後の郡上市の市民の皆さんの健康寿命を延ばしていくことにもつながっていくというふうに考えておりますけれども、当局としては、どのような分析をしているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

国が進めております第2次の国民健康づくりの運動の中で、健康の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、今ほど御質問にございました健康寿命というところでございますけれども、このことにつきましては生活環境の改善、そして社会環境の整備によって実現できる最終の目的というようなところで、国のほうは捉えております。

厚生労働省によりますと、平成22年人口動態調査、人口動態統計によりますと、郡上市の男性の平均寿命は81歳、県下42市町村の中で第1位ということでございまして、東海3県におきましても、愛知県の日進市と並びまして同じく第1位、女性にあつては86.1歳と男性よりは長生きをしておみえになりますけれども、県下の順位におきましては31位という結果となっております。

また、同省によります統計でございまして、平均寿命と健康寿命、この全国の平均の数値が出ておりまして、男性においては9.02年、女性にあつては12.4年という報告もございまして。

健康寿命の延伸につながる取り組みでございまして、疾病予防のための生活環境の改善というものが、まず上げられるというふうに思います。

市における25年の疾病標準化死亡比、これは年齢構成の調整を経まして、死亡者数を人口で除いた割合。率になりますけれども、これが郡上市の場合、男性の心疾患が88.3、糖尿病によりましては79.6に対しまして、女性の同じく心疾患については102.1、糖尿病にあつては135.6と高い状況にございまして。

この対策として重点としておりますのが、御承知の特定健診・特定保健指導の強化という部分でございまして、これまでの検診結果を分析してみますと、糖尿病の予備群であったり、糖尿病コントロール不良者の減少が検証されてきておるということから、今後におきましても、検診の受診率の向上対策をより強化をしていくというところ、このあたりが大事でなかろうかというふうに思っております。

それから、議員御指摘の性別に特化した健康づくりの取り組み、こういったところについては、特段の取り組みは現在行っているものではないでございますけれども、町村合併前の平成15年、これも御承知かと思っておりますけれども、和良村の男性の平均寿命が80.6歳、これは全国第1位ということでございましたし、女性については当時84.4歳、この男女の差でございまして、3.8歳というところでありました。当時の男女の差の3.8歳というところは、長野県の天龍村の2.1歳に次いで、全国2位という結果が出ております。

この背景を検証してみますと、平成17年に実施をいたしました健康福祉推進計画のアンケート調査結果において、和良地域の男性でございまして、健康、まあまあ健康と答えた方が約9割を占めておみえになられまして、他の地域に比較して比較的健康感が高い状況にありまして、女性におかれましても、この割合は8割というところを占めております。

和良地域の予防を主にして医療を従にすると、こういった考え方のもと住民主体による健康づくりの事業展開は、性別に関係なく世代を超えた取り組みが特徴的なものではないかというふうに考えております。

例えば一例挙げますと、公民館による分煙活動であるとか、地区大会のスポーツ大会の開催、また夏休みのラジオ体操であるとか、下校時の引率指導や見守り、また子どもさんとおじいさん、お

ばあさんが御一緒になられた祖父母学級の開設、これらの世代間交流の取り組み事例は、健康寿命の延伸につながる社会環境が整っておると、そんなところのあらわれではないかというふうに思っております。

こういった事例を参考としながら、生活環境の改善と、それから社会環境の整備、こういったところを市民とともに実践すること、このことで健康寿命というものの延伸を目指していきたい、そういった取り組みをこれからも継続して実施をしていきたいと、そんなことを考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 質問いたしました郡上市の特徴的な傾向については、分析はできませんでしたか。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 今ほど男性、女性の死亡比という部分で一つのデータをお示しをさせていただきましたが、実際に先ほど御指摘のように、受診率は女性が非常に高いとはいうものの、平均寿命は男性と比べて順位が低いというところ、このあたりにつきましても、いろいろ検討分析もさせていただいておりますが、特定できるようなデータというものは持ち合わせてございません。

例えばですけれども、郡上地域、寒い地域でございますので、この時期、寒い時期になりますと漬物、いわゆる塩分の多い食事をとられる方が多い。そんなところが疾病につながっているというところ、一つとしては考えられますが、そういったところがデータとしてしっかり持ち合わせているというものはございません。

ただ今、御承知かと思えますけれども、市民一丸となって食育を推進をしていくと。従来から減塩活動というところについては、食改の活動の大きな柱になっているということでございますので、こういったことも含めながら、これから効果的な事業を進めていくということでございますけれども、いずれにしましても、今、議員御質問の、何がそこに大きく要因しているかというようなところについては、しっかりしたデータというものは持ち合わせてございませんけれども、今現在進めております第2次の健康福祉推進計画、このあたりの物の考え方、基本的な方向を見据える中で、こういったところも御指摘の部分については、検討を加えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 健康福祉部の所管だけではなくて、市民の皆さん方の生き方とかライフスタ

イルという部分にもかかわってくるような分析をしなくちゃいけないというふうに思いますので、それをぜひ生かしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、市民の皆さんのアンケートによりますと、老後の不安を感じてみえる市民の方々がふえており、8割近い方が不安を持ってみえる現状があります。それに対して、どのように捉えておりますか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいま議員御指摘のように、平成25年度に実施をいたしましたまちづくりに関するアンケート調査、市民アンケート調査でございますけれども、この調査によりますと、60歳以上の383人の回答をいただいております。その結果として、老後の生活において不安や心配を感じてみえる割合が76.5%というところであります。

一方で、これに関連をする情報になりますけれども、高齢者福祉計画、第6期の介護保険事業計画、昨年度末に策定をした計画でございますけれども、この計画の策定に当たりまして、同年に65歳以上の方1,600人余の方から回答を得ております日常圏域ニーズ調査の結果におきましては、現在の暮らしの状況につきまして、53.8%が苦しい、やや苦しい、健康面におきましては、28.3%が健康でない、余り健康でないと答えておみえになりまして、この結果を分析いたしますと、高血圧症であるとか、そういった疾病の中での治療をしてみえる方が多い中であって、こういったところが老後の不安につながっているものではなかろうかというところを思っております。

また、この調査によりますと、介護が必要になったとしても、64%ほどの方が住みなれた自宅で家族や介護サービスを利用しながら暮らしたいと、こんな結果も出ております。老後を生き生きと暮らすためには、健康で生きがいを持って生活できること、このことが何よりのことでございます。

市におきましては健康寿命を、先ほどの御質問ではございませんけれども、特定健診・特定保健指導、こんなところに力を入れているところでございますが、介護予防の面におきましては、運動教室の開設であるとか、またシニアクラブの会員の方々が実践をしてみえる軽スポーツ活動であるとか、シルバー人材センターに対する支援も行っているところでございます。

とは申しましても、年齢と比例をする体力の衰えから、支援や介護が必要な人が増加傾向にあるということは、これ事実でございます。こういった方々が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、介護サービスの充実は当然のことでございますけれども、現在、医療、介護、保健、そして福祉の領域が連携をした支援体制の整備、そんなところを今取り組みとして進めているところでございます。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 一つは生涯現役社会として、本当に働き手、これからも一生懸命働いていきたいなど。高齢になっても地域に貢献したいとか、会社の中で貢献していきたいなどという方々に対して、どういう形でそういった方々の希望をかなえていくかという部分も大切だと思いますし、今部長がおっしゃった介護、医療、福祉の連携という部分では、国のほうでの地域包括ケアシステムの推進という部分が、国のほうも取り上げられておまして、郡上市の中でも種々会議を持たれてやっておられると思いますけれども、24時間365日の在宅の支援体制という部分を一つの大きな目標として掲げられたというふうに思いますけれども、それが果たして広い郡上市においても、市民の皆さんの安心を与えられるような、しっかりとした体制が整備できていけるのか。それに対してしっかり応えていくことが、先ほどの市民アンケートの結果の向上にもつながっていくというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今ほど御質問にございました地域包括ケアシステム、このことにつきましては若干御紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、たとえ介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい生活を人生の最後まで送れることができるよう、医療、介護、住まい、予防、そして生活支援が一体的に提供される体制、このことを言うわけでございますけれども、現在、市におきましては、このシステムの構築に向けて幾つかの取り組みをさせていただいております。

先ほど申しました第6期の介護保険事業計画、高齢者の福祉計画も兼ねての計画でございますが、その計画の中に24時間365日のケア体制を整備をしていくと、そんなところを重点目標の一つに掲げさせていただいております。

具体的には、平成25年の3月でございましたけれども、市の保健、医療、介護、福祉分野に携わる多職種の関係者が専門領域を超えまして知識を習得するための研修会等を通じる中で、互いが顔の見える関係を築き、連携をより一層密にするというところを狙いとして、地域包括ケアネットワーク研究会、これ通称ねこの子ネットという研究会でございますが、そういったものを立ち上げをしてございます。

続く平成26年度に入りまして、郡上市の医師会のほうで地域在宅医療連携推進事業というものを受託をしておみえになります。この事業でございますけれども、在宅医療の推進、多職種連携による課題の抽出、解決策の検討、スキルアップ研修会や住民への普及啓発などを行いながら、在宅医療を提供する多職種のチームの設置というところを目的としておりますけれども、この体制を整えるためには、医療や介護、それから看護に携わる人材の確保であるとか、市内にございます限られた資源の中であって、ベクトルを合わせた持続可能な取り組みなど、多くの課題があるということも事実でありますけれども、本事業を機に研究会であるとか、諸事業を包括する核となる組織とい

たしまして、医師会と市が直営で行っております地域包括支援センター、双方が事務局を担っておる、22名の構成員からなる郡上市地域包括ケアネットワーク推進協議会、こういったもの、核となる組織も平成26年度に立ち上げまして、関係する事業に現在取り組んでいるところでございます。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 大変大切な問題だと思いますのでしっかりと、また御報告いただきながらしっかり考えていかなくちゃいけないというふうに思いました。

続きまして、産業振興について質問をさせていただきます。

1点目でございますけども、先ほど市長の答弁でもございました、産業振興の拠点という意味での、現在老朽化している商工会館の建てかえについてでございます。

まず、これから考える商工会館の新しい拠点としての役割というものは、どのように市としては期待されているか。いつごろ、どう整備していくかお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 御質問にございます商工会館でございます。商工会館のまずは経過につきまして御報告をしたいと思います。

現在の商工会館は、商工会の合併に伴いまして、各支所機能を廃止して、現在はもとの八幡町の商工会館の青年部室、それから資料室を事務室に改修いたしまして使われておるといふものでございます。

建設は昭和56年3月ということで、昭和56年6月の建築基準法が改正される以前の建物でございますものですから、内装等に問題があつて改修の必要性があるということがございます。それから、それに加えて、大変古いということで、経年による劣化が激しいと。

それから、一番大きい点というのは事務室が、先ほど申しましたように、青年部室、資料室を改造しておりますものですから、非常に狭いということで、現在、行っていただければおわかりかと思いますが、玄関先でもって相談をしておる、経営相談しておるような状況もございますものですから、非常に狭い施設であるということがございます。

そういったことから、商工会の中で改修、会館の建てかえ等々につきまして、商工会館検討委員会というものを設けて協議をされてまいりました。

我々のほうに話がございましたのが平成27年4月10日、ことしの4月10日、郡上市商工会が開催いたしました行政懇談会の折に、新たな産業振興拠点のあり方ということで報告がなされまして、この意見交換の席上、市と商工会等々が産業振興拠点検討会議を設けて、産業振興拠点のあり方ということについて検討してまいりました。

ついこのたびでございますが、今年度、副市長を座長にこれまで4回開催されておりました、具体的に先ほど議員さんのほうから御質問がございました。どのような機能、役割を持たせるのかということで、意見交換をしまいいってきておりました、つい先般、11月24日でございますが、市長に対しまして、行政とそれから商工振興団体、商工会、観光連盟が一体的に活動する複合庁舎としたいといったような提案が、検討会における協議結果として報告をされてるところでございます。

具体的にはどのような役割かと申しますと、まずは一つは行政のほうとしましては、現在、商工観光部が行っております商工振興、観光振興の具体的な各種施策の推進でございますし、また商工会が行っております経営サポート、あるいは経営コンサルティング、あるいは特別事業でございますビジネスマッチングでありますとか人材育成、あるいは市と商工会の共同事業であります創業支援のワンストップ相談窓口、また事業承継支援センターといったような機能を持たせるということですが、まず一つでございます。

あわせて、これに郡上市の観光連盟、あるいは郡上市の雇用対策協議会、これも今年度から強力に進めております。職員を常駐させております。こういったのは事務局も併設して、その庁舎拠点の中でワンストップで各種支援や活動を行う商工観光振興の業務拠点としたいという提案がございます。

また、この拠点整備に伴いまして、実はことしの7月に県下に先駆けまして認定を受けております小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画、これは市とそれから中核団体、商工会等がございます、それと金融機関が一体となって、シームレスに事業者を支援していくといった支援計画でございます。

また、もう一つは、これももう一つ、産業競争力強化法に基づきまして、市が認定を受けました創業支援事業計画、こういったものについて、本当に一体的に進めなければならない計画でございますものですから、仮称でございますが、郡上市産業振興支援センターを常設したいということで提案をされてるところでございます。

具体的に申し上げますと、もう一度申し上げますと、郡上市の商工観光部、それから商工会、さらには観光連盟、さらには雇用対策協議会、そして郡上産品の情報を発信する協議会がございますが、そういったものについて一体的に一つの拠点でもって実施をしまいたいということの提案がございます。

この提案をもとに、関係委員会でございます本市議会、産業建設常任委員会を初め、議員の皆様のお意見を伺いながら計画を検討をしまいたい、早急に検討を開始をしたいというふうにして思っておるところでございます。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君）　さまざまな商工団体とか観光連盟の皆さん方と市の商工観光部がまた一体になって施策を取り組んでいくということでございますけども、そういうことを整備していくことによって、商工観光部の役割としては、どのように変わっていて、またこういった役割をこれからはもっと頑張らなくちゃいけないとか、これをしっかり取り組まなくちゃいけないとか、商工観光部自体としての今後の方針については、どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君）　商工観光部長　山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君）　一つ拠点の中で一体的に行うと、単純に申し上げますとそういうことなんですが、具体的には例えば金融の制度を考えますと、本当に商工会と、それから商工課が連携を密にして、即座に金融制度の適格性を見抜いて、金融制度をその事業者に対して適用していくといったようなことが、まず一つございます。

ですから、これは一例でございますが、そういった事務的な一体性ということもありますし、もう一つは商工会が商工の政策として、政策立案の機能を強化してまいりたいと。一体的にやることによりまして、事務を円滑化するということは、それだけ政策立案の時間もとれるということがございますもんですから、政策立案のほうについても強化をしてまいりたいというふうにして思っておるところでございます。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君）　田中康久君。

○2番（田中康久君）　また商工観光部自体の人数であったり、体制という部分も考えていかななくちゃいけないかなということ的印象としては持ちました。郡上市の産業振興のために、まさに総花的な施策ではなくて、思い切ったところに思い切って投入するという意味では、商工観光部というのは大変重要な役割を果たしてるんじゃないかなということを感じさせていただきました。

続きまして、テレワークについて質問させていただきます。

民間の皆さんを中心に、先ほど市長の答弁でもございましたが、テレワークが通信をされております。ちょっと前だと、テレワークというと遠くの仕事を引き受けて、何か電話で仕事をしたりするイメージだったんですけども、そうじゃなくて、本当に推進拠点のところを見させていただきますと、本当に最新のIT機器がそろっていて、本当にどこにも恥じないすばらしい施設ができていかなということを感じさせていただいておりますけども、これは本当に遠隔地であっても仕事をしていけるということで、さまざまな働き方という部分が言われておりまして、例えばクラウドソーシングとって、ネット上で仕事を引き受けて、ネット上で仕事をするので、例えば東京の人がこの仕事を頼みたいという部分はネットで発注されて、ネットで郡上の人が引き受けたり、愛知の人が引き受けたりするというところで、まさに時間や場所も選ばないと。

またさらには、時間や場所も選ばないから、在宅でできることによって、例えば子育て中のお母

さん方であったり、そういった方々もいろんな意味で社会参加をしていく手段になるし、また多様なライフスタイルを、それぞれの人々に合ったライフスタイルを確保するという意味でも非常に大事な取り組みでありますし、また郡上にとっても、移住者をふやす意味でも、本当に非常に大事なものでございますけども、そういったものをこれからさらに進めていくためには、通信技術のインフラ整備という部分が大切になってくるのではないかとこのように思いますけども、光化や、例えばWi-Fi環境の整備など、そういった情報インフラに関してどのような、まず整備をするお考えがあるのか、どのような計画で臨まれるおつもりがあるのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） テレワークの関係での光化へ向けての考え方ということでお答えをしたいと思います。

先般、モデルテレワークハウスの市の委託事業として、今、小野の、八幡町小野の愛水舎を整備し、モデルテレワークハウスを開設できたということで、内覧会を開催をいたしまして、議会議員の皆様にも大勢御参画をいただきました。ありがとうございました。

現在の状況ですけれども、今はこの施設に、東京に本社がありますインテリジェンスビジネスソリューションズという会社から社員が1名常駐、それからもう一人の方が随時来られるという2名体制であります。それからもう一つは、穂積町からもエンジニアの方が1名、サテライトオフィスの実証実験ということで、モデルハウスに入られておると、こういう状況です。

それからさらに、これを広げていくということにはなりますけれども、現状、小野のエリアにつきましては、NTTの光回線を利用されているということです。

他の郡上市が推奨しております高鷲、大和、美並等々の商工会館等におきましては、市の公共の光ケーブルとの連携というふうなことでの対応はできていくというふうなことで、現在もそちらに對しましての受け入れの体制を準備しお求めをしておるということでもあります。

そこで、光ケーブルのインフラをこれから進めていくことにつきましては、情報化計画においては、平成34年、これに当初は伝送路を更新することになっておりましたが、今日の動きの中では、これを前倒しをしていこうということとしております。

もともとは平成13年から17年に約57億円をかけて整備した市の情報基盤でありますけれども、20年程度の、そうしたいわゆる耐用年数からいけば、平成34年までには見直しをする必要があるということがございます。

日進月歩の中での取り組みでありますので、いずれにしても、今後とも更新には相当な巨費が必要になるわけですけれども、昨年度、ICTの活用研究会と、それから郡上ネット、郡上インフォメーションネットワーク、ING等々の皆さんと行政でいわゆる研究会を設置しまして、光化へ向

けたいろんな調査研究を行っております。

その中で、県内の3通信事業者から、どういうやり方があるかというふうな提案を求めて、現在やっているわけですが、それぞれいろんな取り組みの指標が違ったものですから、現在は同じ指標において比較検討する資料を今作成をしていただいて、さらに深めた研究に向かっていくという段階であります。

現実問題として見れば、郡上市がさきに整備をしました状況の中で、最も高速なハイパーコース、ここに加盟してみえるインターネットの加入者は5%なんです。ですから、郡上市内におけるそうしたFTTHといいますか、いわゆるファイバー・トゥ・ザ・ホームという方式のあり方を実際どれだけお求めになるか。そして、それに対する公負担というものはどれだけになるかというのを、相当しっかり見きわめる必要があるということで、現在は取り組みを進めているところでございます。

いずれにしても、テレビとインターネットの両方の問題がありますけれども、市民の皆さんの需要状況と負担をしていただけたらと、市の相当の負担というものをしっかり見きわめながら、メリット、デメリット、見きわめていきたい。現在のところでは、もう少し時間をいただいて、方向を出していきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 今後、いろんなことに対して、いろんな分野で、市としてもいろんな事業をやっていくか、いやいけないし、また整備をする方向性に関しても、議会で提案をいたしておきます、みんなでやらないかと、郡上の元気・やる気条例の趣旨を踏まえながら取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

最後に、アウトドア産業について御質問をさせていただきます。

前の議論でも出ましたが、人口の移住に関して、人口減少が少ない地域、もしくは伸びてる地域という部分のランキングという部分が出てまして、それを見てみると、ほとんどがベッドタウンの地域が人口が維持してる、もしくは伸ばしてる地域なんです。

その中であともう一つは、どっかないかなと思って見ると、秋田県にございまして、秋田県は農業の収入が非常に高く、農家の収入が高いので、そこに若者も定住するし、結婚もしてお子さんもたくさんつくりやすいというようなお話を聞いたことがあるんですけども、その中で郡上市にとって内発型の産業をこれから育てていく意味では、大切な産業という部分は、アウトドアの産業というのは、本当に郡上の地形とか、先ほど市長がおっしゃったような郡上らしきと、そういった部分を生かした上での大切な産業になるというふうに思うんですけども、アウトドアの産業と移住をこれから絡ませて考えていくときに、移住に関しては企画課がやられておりますし、また労働

という、雇用という部分では商工観光部の商工課、さらにスキー場とかキャンプ場とかアウトドアのそういう分野に関しては観光課ということで、それぞれ窓口があります。

その中で果たして一体的に政策を打って、アウトドアの産業をこれから本当に伸ばしていくという部分ができていくのかなというような疑念も思っておりますし、またアウトドアの関係団体の皆さんが一堂に集まって、いろんなことを話し合ったり協議したりする協議会があればなというようなお話も聞いたことがあるんですけども、関係者の方々から。

そういう意味で、郡上市のこれからの本当に大事な産業になっていくアウトドア産業を伸ばしていくためには、今言った観点から、どのような方向で取り組んでいかれば良いと思っておるのか、部長の答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま御指摘ございましたように、郡上市の自然等や地形を生かしましたアウトドア産業につきましては、本当に幅広く産業化されておると、事業化されておるということは思っております。キャンプ場、スキー場、あるいはトレッキング、あるいは今ジップラインが3カ所にてできておりますが、それとかスポーツ合宿、あるいはラフティング、それから魚釣り、あるいは農産物の収穫祭等々、本当に幅広く行われてるところでございます。

今御指摘ございましたように、これらの関連事業につきましては、農務水産課でありますとか林務でありますとか、観光課、商工課、あるいは企画課、それぞれが分担して今行っておる状況でございます。

ひとつ郡上市の観光振興ビジョン、これ今4つの柱で今進めておるわけですが、そこに一つの柱の主要施策の中で、アウトドアリゾート郡上というふうにして銘打っておるわけですが、なかなか今御指摘のように、そのことが進んできておらんというのは反省の点であります。

したがいまして、ここを今強化をせにやいかんと課の中で話しておりまして、特に滞在しながら、さまざまなアウトドアを楽しむ観光地と、もう一步上の観光地を目指す。泊まっていただいてアウトドアを楽しんでいただくと。そういったものを目指すということをテーマに、今後観光課を中心に情報収集と、それからコンテンツの作成、それから情報発信、それらを強化してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） アウトドア産業に実際にかかわってみえる方々の御意見を聞きながら、また協議会というお話もいただいておりますので、また検討していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時53分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時04分)

◇ 村 瀬 弥 治 郎 君

○議長（尾村忠雄君） 9番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ただいま議長さんから一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、2点の質問をさせていただきます。

最初は、T P P 関連でございます。

この件につきましては、非常に大きな問題でございまして、私たちが質問するということはなかなか困難なことでございますけれども、私たちもじかにこういったことに関しまして説明を受けているわけではございません。そういった中で、新聞情報というものを主に材料といたしまして質問をさせていただきたいと思っております。広い問題でございますので、主に農業関係ということをよくお願いします。

本年の10月5日に環太平洋パートナーシップの大筋合意へ至るということで、環太平洋12カ国の新しい経済のルールが合意されたということでございます。国の産業規模を示すG D P の12カ国の合計は、世界全体の4割とあります。日本国の輸出産品はともかく、農業製品を含む輸入品の関連の増というものは、将来の関税の縮小あるいは撤廃という方向に向けては、非常に不安を感じているところであります。

それを受けて、政府は12月25日にはT P P の対策大綱を示しております。農業関係では、大規模化による攻めの農業を展開し、成長産業へ位置づけ、海外へ売り込む戦略とあるわけですが、私たちのような中山間地域としては、農業者の減少あるいは高齢化という現状にあるのでございます。その施策に乗るにもなかなか困難でないかというふうに思っているわけでございますけれども、そういった意味で本市のT P P による影響というものをどのように捉えられているのか、質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） T P P における市内の、特に農業関係の影響ということの御質問で

あろうかと思しますので、お答えいたしたいと思します。

環太平洋パートナーシップ、T P P協定ですが、現在は日本を初め米国、オーストラリア、カナダ、マレーシアなど12カ国が交渉に参加しております。日本は、平成25年7月より正式に参加いたしまして、ことし10月5日、日本の交渉参加から2年以上たつてようやく米国のアトランタにおいて大筋合意に至ったものでございます。

そうした合意になりまして、農林水産省からこの合意を受けまして、11月4日に品目ごとの農林水産物の影響についてと題しました分析結果を公表しております。この報告書には、農産物ですとか畜産物、林産物、水産物の40品目が載せられておりまして、特に郡上市の農林業に影響のある部分につきまして項目を紹介したいと思します。

まず、一番問題となるようなことで大きい影響を受けますことが懸念されております米でございますが、2014年の日本国内の総生産量は、米は860万トンで、輸入は77万トン、うちT P P参加国からの輸入が40万トンほどございます。合意内容ですが、高水準の関税であります枠外税率の1キログラム当たり341円というものは維持するとしております。既存のW T O枠の77万トンのほかに、米国とオーストラリアに対して国別枠を新たに設定するというところでございます。アメリカにつきましては5万トン、当初3年間これを維持しまして、13年目以降に7万トン、そしてオーストラリアについては当初3年間は0.6万トン、そして13年以降は0.84万トンというふうな新たな輸入枠を設けることとなりました。報告書では、輸入米の増加によりまして国産米全体の価格水準が下落することが懸念されるということで、備蓄運営による影響の食いとめやさらなる競争力の強化が必要であると分析しております。

野菜関係ですが、生鮮野菜につきましては、加工用のほとんどがT P Pの不参加国であります中国からの輸入であります。関税率も3%程度と低い状況で、生鮮野菜につきましては、国産品とは、加工用というふうなことで海外とは用途の差別化が図られておりまして、関税撤廃の影響は限定的と思われるとしております。しかし、長期的には価格が下落することが懸念されております。

畜産の関係ですが、和牛は現在の関税率の38.5%を16年目に最終税率9%といたしまして、関税撤廃は回避いたしました。和牛は、品質、価格面で輸入牛肉と差別化が図られておりまして、競争の度合いは小さいのですが、当面、輸入の急増は見込みがたいというような分析の一方で、関税が引き下げによりまして国産牛肉全体の価格が下落することがやっぱり懸念されるということと分析しております。また、畜産農家の心理的影響による経営意欲の減退、廃業農家の加速化が進みまして、畜産基盤の全体の脆弱化は進むものと思われております。

酪農の面では、現在、乳製品の直接的影響を受けます北海道酪農の動向によりまして内地酪農の影響が変化するものと思われまます。北海道の加工向け牛乳が今以上に流入することになれば、内地の安売りに拍車がかかりまして、乳価の値上げ交渉が困難となるということが予想されます。また、

酪農におきまして重要な収入源となっております副産物でありますホルスタインの雄の子牛ですとか、廃用牛の販売価格が牛肉の関税撤廃によりまして輸入品との競合により下落することが考えられまして、経営に打撃を与えるのではないかというふうなことが予想されます。豚肉は、牛肉より大きな影響があると思われまして、輸入豚肉との価格差から来る輸入豚肉へのシフト、輸入牛肉の低価格化による牛肉へのシフトが考えられまして、これらの要因で豚肉価格の下落が懸念されるということなのです。

林業の面では、丸太や製材等で既に無税となっている一方、合板ですとか製材の一部でまだ2.6%から10%の関税がかかっております。これらの関税の多くが16年という長期間をかけて撤廃されるということになりましたので、そして林産物で初となるセーフガードが措置されていることから、TPP合意による影響は限定的と思われまして。しかし、林産物の輸入量や価格は関税だけではなく、為替レートや国内景気の動向にも左右されますので、長期的には国産材価格の下落も懸念されるということに分析しております。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 商工観光の関係でございます。

市内の製造業、企業の多くは、大手企業との直接取引が主でありますもんですから、このTPPにより市内企業にメリットが直接出てくるっていうことは少し考えにくい面がございます。今後、自動車、自動車部品などについて、例えばTPPの域内で関税が撤廃されることになると、日本製の自動車の販売台数が増加するといったことから、市内の企業でこういったような部品を供給している企業については事業拡大のチャンスにはなってくると思っております。

ただ、もう一つは、デメリットといたしましては、それらの取引先の自動車会社が、市内の企業の部品よりも他国の部品の製造業の方を選ばれますと他国企業に切りかえるっていうこともあり得ることがありますから、市内の企業についてはそういったような国際的な競争にさらされるという面も出てくるのではなかろうかということは思っております。

それから、もう一つは、部品ではなくて農業関連の加工企業がございます。食肉加工でありますとか、それから医療の関係、綿花を使った、綿を使った医療の商品をつくっておられるといった企業もございます。こういった企業につきましては、原材料の価格が変動いたしますもんですから、今後、変動が予想されますもんですから、まだまだ不透明な部分はあるといったお話を聞いておるところでございます。

それから、つい先日ですけど、12月3日に市内の企業の社長さん方にお集まりいただきまして経済懇話会というものを開催させていただきましたが、特にこのTPPということで話題提供いたしました、今のところ大きな影響はないだろうとふうにして考えておると、課題等の意見は出てお

りません。今後とも、情報収集に努めてまいりたいと思っています。

それから、もう一つは、直接海外の企業との取引でございます。現在、ジェトロの海外進出企業リストを見ますと、郡上市内でも数社、海外企業との取引があるといったことでございますし、今後TPPによる関税の撤廃によりまして海外取引をしたいといった新たな企業がございましたら、ジェトロへ紹介いたしまして、専門家による相談あるいはアドバイス等も受けていただくように支援をしてみたいというふうにして思っております。

それから、もう一点は、現在東京の都市部でビジネスフェアへ出展しておりまして、そこでは郡上市のいろんな商品を持って行って出ているわけですが、そこに海外のバイヤーも当然参っております。ですから、せっかくの機会でございますから、こういったビジネスフェアについても企業のほうに御紹介申し上げまして、海外との取引という点についてもよろしいかと思えますもんですから、紹介をしてみたいというふうにして思っております。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 両担当部長から輸出入ということで説明をいただきました。やはり、こういった貿易ということになりますと、現状では輸出のほうが有利になるということでございますけれども、国内におられる輸入関係の農業者の皆様方は、やはり現状の高齢化とかあるいは農業者関係の減少とかということで非常に不安を抱えていることはなかなか解消できるものではございませんけれども、ただ早急にということではございませんし、今回大筋合意ということで、今後どのようにそういったことが少しずつでもよい方向に移行されるといいわけでございますけれども、そういったことが非常に懸念される材料だとふうに思っています。

この件につきましては、次の質問ですが、このTPPの影響、先ほど部長からも安価な米が入るということで、そういった懸念の材料があるということをおっしゃっておりますけれども、こういった中で安い米が入るということになりますと、やはり今でも耕作放棄地はあるわけでございますけれども、こういったことに拍車がかかってくるんじゃないかと、ましてや政府は前回の新聞にもありましたけれども、耕作放棄地に対して固定資産税の1.8倍という税を課税するんだということをおっしゃっておられるわけでございますけれども、そういった中で市内の農地に関するという影響というものが、そういったことに関してのことがどこまで把握されているか、伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) 税制改革で耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に課税するというふうな議論でございますが、耕作放棄地の課税強化案ですが、ことし6月の政府の税制改革会議で答申

されまして、平成28年度の税制改革大綱に盛り込まれる予定でございます。

この制度は、保有農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合1.4%の固定資産税を、10年以上貸し付ける場合は3年間、15年以上貸し付ける場合は5年間半減とするもので、その一方、耕作放棄地の固定資産税は1.8倍に引き上げようとするものでございます。小規模で耕作の効率が悪い農地や遊休農地を大規模化を進める農家や企業に集積を進める狙いがございます。

耕作しやすい農地の集約化は進むと思われそうですが、郡上市におきまして、荒廃が進む農地は山際の農地であったり自然であったり獣害が多い農地であったりします。貸し出したいという農家はふえても、これらの農地を引き受けて耕作する担い手があらわれるかが一番の問題というふうに認識しております。

なお、耕作放棄地の対象となる農地ですが、農業委員会の勧告農地に限られまして、現在は農業委員会が耕作放棄地として勧告しておる農地につきましては一件もございませんので、よろしく願います。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

この件につきまして、やはり先ほど部長も言われましたが、耕作放棄地になる理由というもの一つや二つじゃないというふうに私も思ってます。そういった面で、果たしてこのことが、特に私たちのような狭い耕地、こういった中で非常に不利であるということ踏まえたときに、やはりある程度私たちは市内の現状というかそういった耕地を踏まえて、国のほうへも要望できるのがあれば、やはりそういったことを考えていただきたいなというようなことを思っておりますもので、今後よろしく願います。

その次にございますけれども、このTPPを踏まえて、早急にとということではないというふうに先ほど申しましたけれども、それならば、市内の農林業に携わる人間、もしくは減少していく農家ということ踏まえて、何をすべき、今は何を始めるべきかということを非常に私たちは思うわけでございますけれども、そういったことに関して、あるいは中山間地の農業振興策というものをごう考え、どう捉えているのかをお聞きしたいというふうに思ってます。よろしく願います。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) 郡上市の農業ですが、人口の減少ですとか高齢化と相まって、後継者や担い手不足が深刻な問題となっております、今後TPPの影響で農業者の減少に拍車がかかるのではないかとこのようにほんとに懸念されておるところでございます。

対策といたしましては、今後、農業、農地を持続的に守っていくためには、後継者の育成ですと

か新規就農者を確保していくことが一番重要というふうに認識しております。また、大規模な農業を行っております認定農業者ですとか集落営農組織や農業法人等の支援も、これは必要であるというふうに考えております。

そのために、主な施策といたしましては、地域農業を守るためのプラン、人・農地プランの策定を進めることが必要でありまして、現在各地で説明会を開催しているような状況でございます。今後の地域の農業につきましては、地域において積極的に話し合いを進めまして、地域の農業の担い手づくりと持続ある農業、農村を目指したいというふうに考えております。そして、担い手への農地集積、集約化を図る農地中間管理機構の取り組みも一層推進したいと考えております。そして、耕作放棄地の発生を防止しまして、中山間地域の持つ多面的機能を発揮するための中山間地域等直接支払制度ですとか多面的機能支払制度など、地域全体で農地を守っていこうとする取り組みもあわせて支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

今の中には、後継者づくりとか農地の集約ということでプランということもおっしゃいますけれども、やはり一つには米が非常に影響を受けるのではあれば、やはり郡上米という一つのブランドということも、この前も食味のコンテストということで、非常においしい米だということも部長もおっしゃられておりますけれども、そういったものをもう早急に打ち立ててやはり市内外へ売り込みにかかるということが、もう早くに手を打たなければやはり乗りおくれるということを非常に懸念をしているわけでございますけれども、そういった方向についての農林水産部としてのお考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) 郡上米のブランド化という点についての御質問であろうかと思いません。

11月16日に、議員御指摘のように、郡上市農業振興協議会におきまして郡上米ブランド化検討会というものを組織しまして、郡上おいしいお米コンテストを開催しました。このコンテストにつきましては、米価が下落する中で郡上産米の品質向上ですとかブランド化を図りまして、郡上産米の価格の向上につなげたいというふうなことを思っ開催したものでございます。市内76人から88点の応募がございまして、1次審査、2次審査を経まして、上位3人のお米を実際に炊いて食して順位を決定したものでございます。

審査の基準ですが、1次審査では、2つの食味計による食味値、たんぱく質ですとかアミロース等です。2次審査で、味度値、試食による感応試験というようなことでそれを数値的にあらわした

ものですが、そういったものをはかって、上位を決めまして、決勝は3人の物を実際に炊いて食べたということでございます。優勝された方の食味値は90ポイントと87ポイント、そして味度値は96ポイントというふうなことでございました。

このコンテストを実施してわかったことですが、初め1次審査で使いました食味計では80ポイント以上が良、85ポイント以上が極上というふうに格付される食味計でございますが、出展数88点中55点が85点以上の極上の評価を受けたということです。そして、平均が81.5点で、ほんとにおいしい米が郡上市からたくさんできているということが数値的に確認できました。参加者からは、こうした取り組みがブランド化につながるという意見がたくさん寄せられまして、来年もおいしいお米コンテストを開いてほしいということの要望もございまして、協議会といたしましては来年も開催する計画であります。

なお、今後どのような米を郡上ブランド米として取り扱うのか、そして新たな販路をどうしていくのかですとか、栽培基準の普及をどうするのかというようなことにつきましては、現在白紙のような状況でございまして、今後は県ですとか市そして農協そして農家と連携をしまして、組織的なものを立ち上げまして、こうしたことも検討して行って、郡上米のブランド化を進めまして、郡上市全体のお米の品質の向上、価格の上昇につなげたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。

市長さんにお伺いしたいのは、やはりこのTPPという大きな問題を、ここは主に農業関係で結構でございますので、そういった中で、今後、準備期間はあるというものの、郡上の農業をどのような方向に持っていきたいという、国の施策を受けてということでございましょうけれども、そういったお考えというかそういう方向性が示していただければありがたいと思っておりますけど、そういったことをお願いしたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思っておりますが、私も今回のTPPの大筋合意、こういうことで、いわば基本はますます国際、国と国との間の壁というものは関税の撤廃等というようなことでなくなっていくと、段階的に、そういうことであるわけですので、非常に郡上市の農業においてもいろんな意味でこれまでの国内競争にプラスして国際競争といいますかそういうものにもさらされると、あるいはそういう国際競争との関係で国内の中での農業のいろんな構造の変化によってまた一層厳しい状況にさらされるということがあろうかというふうに思っております。

そういう中で、ただいま、例えば米が一例として出ましたけれども、いろんなものを何で勝負をするかというか、そこが非常に大切だというふうに思います。郡上は米であつたり、あるいはまた

飛騨牛というようなそういう和牛の育成と申しますか、そういったものはいわゆるこれから入ってくるであろう赤みの肉とはまた違う問題がございますので、直ちにそれが非常に競争に立たされるかどうかということはあるかと思えますけれども、そういったもの。あるいは、今、郡上市の中で一生懸命やっておられる花の栽培であるとか、いろんなものがこれからのこういうTPPによる関税の段階的な撤廃というようなことによって影響を受けてくるということは、これはこの協定の締結の批准がまだ国会でこれから議論されるところでありますけれども、不可避的な問題であろうかというふうに思います。

そういう中で、やはりできるだけ農業としてやっていく部分については、競争力と申しますかそういうものを高めるための農業者自身の御努力と、それからもう一つはやはりいろんな意味で支援策が必要だろうというふうに思っております。今回、すぐにも、今年度の補正予算あるいは来年度予算というようなことでも国内の総合対策というものが出来、打ち出されてくるだろうと思えますし、県においてもいろいろ考えられると思えますし、そういう意味で郡上市もやはりそういう全体の対策の中で必要な対策を打っていかねばいけないというふうに思っています。

ただ、もう一つ、郡上市の中で非常に高齢化をして農業というものが非常に心配だという問題もあるんですが、農業の中でそういう国内あるいは国際的にも市場を求めてどんどん、いわば攻めの農業を打っていくという農業の面と、それから郡上市のように、先ほど集落対策とかいろんなことがありましたけれども、そういう中で、高齢者が健康を保ちながら、生きがいを保ちながら、あるいは近隣の道の駅に自分が丹精を込めた農産品を出していくといったような、いわば一種のほんとはちんこの世界の農業と競争するというような農業でないもう一つの農業というものも、農村政策とかそういったようなものの一環としてあり得るのではないかと。そういう、やはり郡上市の中で小規模で高齢者が丹精込めてやっておられるそういうような農業というものも、また一つの別の政策的な観点からやっぱりこれをできるだけやりやすいように、例えば今の中山間地農山村整備、中山間地の農村の整備というようなことで、きめ細かく農道や農業用水を維持管理しやすいように整備していくとか、そういったような施策もやはり打っていく必要があるというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 市長さんにもお答えをしていただきました。

TPP、先ほど来話があるように、早急ということでございませぬので、その都度注視しながら、一番いい、市としての支援策あるいはそういった対策をいただきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

それでは、続いての質問でございます。2番目は、自治会長の役割ということで質問をさせてい

たきます。

この件につきましては、最初に申し上げておきますけれども、自治会長から私に質問しろとかそういうことではございません。私独自の感覚で申し上げてお聞きしますんで、その点はよろしくお願いします。

自治会長の本来の職務というのは、地域のコミュニケーションそういった中の中心人物、柱であるというふうに思っております。そして、各地域住民の代表として、日常、安全安心のために、また事あった場合にも代表として行政側に物申して事案を解決していくということであると思っております。以前には、自分は会長職の任期というものも、特に大和の場合1年間でございますので、2年間にしてはどうかということも、そういった旨のこともお願いしたこともありましたけれども、こういった現状を見ますと非常に困難であるということ、ましてや仕事の現役世代、若い人たちが自治会長についた場合に、ほんとに仕事と自治会の仕事あるいは行政からの頼まれごとということと非常に難しいと思っておりますけれども。

そういった中で、自治会長の職務を少しでも軽減されるというか、そういった改善策というものは、行政側からとしての見方でございますけれども、ないのだろうかということも思ってるんですけども、そういったことをお伺いしたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 村瀬議員からの自治会と行政からの役割っていいですかそういうお願いとかそういったことだと思いますけど、自治会長さんには市の事業に係る協力であるとか、事業遂行の地元の調整、そういったもの、また広報誌等の配布とさまざまな場面で非常に尽力をいただいておりますというふうに考えております。また、それ以外に、自治会長さんは、主たる業務でありますけど、地元の自治会長としての役割そういったものがありますので、取りまとめ等ありますので、非常な御苦勞もあろうかと思えますし、重要な役割を担っている立場というふうに考えております。

そこで、市と自治会長さんとの会議等の実績でございますけど、会議としましては、自治会の連合会というのと、それからあと各支部がありますので、支部での会議等がありますし、それから視察研修、そういったものがお願いしてるところでございます。

26年度の実績を見ても、各支部の会議が、それぞれでございますけど、3回から7回ぐらい開かれております、地域によって違いますので。自治会連合会の会議としましては5回ありますので、一番多い自治会長さんに当たっては、支部とそれから連合会の会議を合わせて12回会議に出席をしていただいておりますという実情でございます。また、これとはほかに視察研修等が連合会、支部等に入っておりますというものでございます。

こういった中におきましても、特に回数が多いのが自治会の連合会長さんが、特にその中でも、あと支部長さん、支部長さんは非常に多忙でございます、市からもいろいろお願いしてる役がご

ございます。そういったことをちょっと26年度、これも連合会長さんの実績をまとめてみましたところ、会議の出席あるいはイベント等のお願いそういったところを見ましたら、通算、年で66回出ていただいております。このほかに、支部長さんあたりは各地域でのイベント、そういった行事へも市民代表として出席をしていただいておりますというふうに思っております。

そうした中でございますけど、郡上市と、市の関係ですけど、市はただいま住民自治の推進ということ掲げておまして、自治会長さんには市民の代表っていう立場でございますので、さまざまないろんな課題についてどうしても意見を聞く非常に重要な人材だというふうに考えております。そういったところから、自治会長さんにおきましては非常に負担かとは思いますが、さまざまな場面での意見の協力や行政の協力あるいは委員会の就任等については、何とか御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

改善ということでございますけど、これ27年度においてなんですけど、特に支部長さんでありますとか連合会長さんが非常に会議に集中する傾向があるっていうことで、審議会等々への委員の就任について、連合会の会長さん1人に集中するのではなく、支部長さん、理事、副支部長、そういった中で分散してそういったところに就任するというようなことを実施しております。また、その他のところにつきましても、もし改善できるような余地があれば、そういったところはよく検討しながら推し進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ただいま総務部長から自治会長の職務についての説明がありました。やはり、地域との間で非常に重要な人物で、とにかくお願ひするというところで回数もかなりあるというふうに思っております。改善点も申し上げていただきました。

そこで、やはり自治会には大小ありまして、大きいところはそれなりに仕事も多いんでしょうけれども、この中で自治会の会長の報酬ということが、やはりそれだけ出してもらえばそれなりの報酬があってもいいんじゃないかというふうに思っています。今は行政交付金の中に連合会の補助交付金あるいは行政連絡等の交付金というものが、全てではございませんけれども、自治会長の報酬になると思っておりますけども、こういった旨の説明をいただいて、もしこれが少しでもまた改善ということができればお願ひしたいと思っておりますけど、その辺はいかがでしょう。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) 自治会長さんの報酬等々でございますけど、市からは、自治会といひますか支部へですけど、行政連絡交付金というものを支払っております。この行政連絡交付金が支部に支払われまして、その中から支部長さん等々への報酬、あるいは振興発展の活動、活動費等々に振り分けられておるところでございます。

そうした中で、この連絡交付金の算出の方法は決まっております、自治会割というのが2万円でございますし、世帯割が1,400円ということで、これを旧町村単位とした7支部に交付しております。27年度の交付金額につきましては、総額で2,304万2,000円というものでございます。先ほど申しましたように、この支部に支払いました交付金の中から自治会等のそれぞれの決めに よりまして、支部長さんあたりの報酬等々へ支払われるというものだというふうに考えておるところでございます。そのほか、連合会がございまして、連合会のほうには100万円、これは交付して おるところでございます。

先ほども言いましたけど、自治会長さんには、今の行政連絡交付金から報酬であるとか、あるいは会議に出席するさまざまな費用弁償等々が支払われておるところでございますけど、この支払いの額等々については、これは各旧町村時代のいろいろな経緯がございまして、支部長さんのや ってる活動等々にも違いがございまして、このところについては各支部がそれぞれの算出方法に 基づいて執行されておるところというのが現状でございます。

連絡協議会の100万円のほうの、支部長さん、あと連絡協議会の会長あるいは副会長、そういっ たものには100万円の連絡交付金の中から、これは決まった額が交付されておるところでござい ます。

というところで、今の報酬等々につきましては行政連絡交付金が支部に支払われまして、その中 から各支部において各支部の算定方式に基づいて算出されておるところというのが実態じゃないかとい うふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時46分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長(尾村忠雄君) 13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をしてみたいです。

この、最初に予定しておりました男女共同参画と少子化対策であります、2番目の地方創生の部類に入りますので、まず、2番の地方創生についてからを質問させていただきますので、お願いいたします。

地方創生が叫ばれておりますが、この現在の地方創生、かつての地域づくりとは何が違うのか。私は、私自身は、かつての地方づくりというのは、今、何が必要なかを優先し、結果として未来がということだったと思いますが、今回の地方創生につきましては、未来を予測し、今、どう取り組むべきかを考える。それが従来とは大きな違いだと思っております。

そんな中、地方創生担当大臣は、やりっ放しの行政、頼りっ放しの民業、全然無関心の市民、この3つが融合すると、地方創生は絶対に失敗しますと言われております。

私たちは、この郡上市において、何をすべきなのか。それをなすためには、国は何をすべきなのかをしっかりと発信していかなければならないと考えております。

現在、大きく社会が変化する中で、低成長、人口減、市職員の減等々の中で、幾多の多様化する課題に対応し、地方創生を成し遂げるためには、私は行政指導でなく、市民協働、市民参画、市民参加と書きましたけれども、市民参画、これは計画の段階から市民に参加していただくということで、市民参画でなければならぬと思っております。そのためにも、現存する地域協議会の果たす役割を明確にする必要があると考えております。

今日の少子化の大きな原因は、経済重視、仕事重視、それらが家族、人間関係、地域社会を壊し、人生設計のできない人々、特に若者がふえたことがあるんじゃないかと思っております。ゆとりある時間、将来への安心、社会環境、これらが欠けていることが、結婚、出生の妨げになり、結果、少子化が進んでいると思っておりますが、そう考えますと、現在ある地域協議会の果たす役割が見えてくるような気がいたします。今、地域協議会が中心となって、多くの市民を巻き込んで、ともどもにさまざまな視点から、この国のあらゆることに正しい知識を身につける必要があるのではないかと考えます。

まず、地域協議会が、その取り組みの一環として、必要な正しい知識を身につけるための研修が必要なのではないかと考えますけれども、御所見を伺いたいと存じます。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 地方創生につきましては、論文、あるいはアンケート、それから語る会、また推進会議と、4つのチャンネルに加えまして、市議会、あるいは庁内でいろんな議論をやってきたわけでございます。

それから、これからの推進につきましても、やっぱり多様な推進主体があるというふうには思っております。特に、推進会議の皆さんには、策定にかかわってもらいましたから、大いに実行段階でもというふうにして考えておりますが、今御指摘のように、地域協議会につきましては、やはり地域の中でみずから考え、議論しながら、その解決に向けて取り組んでいくと、地域の特長を生かしたまちづくりを進めるということで、昨年発足をしていただいてものでありますけれども、特に地方創生におきまして、4つの柱のうち、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、あるいは4つ目の柱、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携させていこうと、こういう分野におきましては、まさに御指摘のとおりでございます。地域協議会の皆さんのお取り組みが非常に鍵になってくるというふうにあります。

実際、27年度の取り組みの中では、まだ1年そこそこでするので、模索して見えるものもありますけれども、中には、やはり分科会をつくられて、非常に各自治会長を初め、いろんな団体がそこに入ってみえますので、そういう形での地域課題を非常にみずからそういう掘り起し、そして対応しようとしている地域が出てきておりますし、実際に地域課題をあぶり出して、それを大きく展開させようとしてみえるところもあります。会長さん同士の会と、行政が入った調整会議をやりながら、ことしは、今武藤議員御指摘の研修の1つの一環として、1つの地域はやっていませんが、6カ所の地域におきまして、視察研修も行っております。それぞれに自分たちが何を考えようということで、先進地の行く先を選んで取り組んでみえるわけですけども、八幡地域の例でいいますと、伊賀市に行かれまして、住民自治の基本理念、あるいはその手法、そしてここは実際に一括交付金等も使いながら、いろんな取り組みをしていますので、そういうところにまで入って、どのようにしたらいいかというふうなことを研究してみえるわけです。全部の事例は申し上げませんが、そういうことで、行政も市民協働は市民の皆さんと行政ともどもの力の足し合いでありますので、我々も参画をさせていただきながら、地域協議会が地域の中で、地方創生において大きな力を発揮していただく、そのように取り組んでいきたいと思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。地域協議会が地方創生の軸になっていただきたいと思っておりますので、今後ともこの地方創生について積極的に地域協議会としてかかわっていただきたいと思っておりますけれども、そんな中で、この正しい知識と書かさせていただきましたが、私自身も随分誤解している事例とか思い込みがあることもありまして、そんな中で、1つだけ、たくさんありますと書きましたけども、1つだけ述べさせていただきますけども、滋賀県に琵琶湖博物館という博物館があります。その博物館の中に牛乳瓶と牛乳パックはどちらが自然に優しいでしょう、エコでしょうという設問がしてあります。多くの方に聞くと、牛乳瓶のほうが使い回し、使

い返しができて、何回も使えて、牛乳瓶のほうが地球に優しいと思われがちなんですが、ところが、この牛乳瓶、非常に重いんです。この輸送する、運ぶということに非常に多くの化石燃料を使うということで、あながちに牛乳瓶がエコだということは言えないと書いてあります。これも1つの思い込みなんですが、そうやって考えると、今、国、県、市のほうもそうですが、私自身林業をやっていますので、未利用材の利用ということに関しまして、これを山で集材してトラックに積んで運んでくるということが多くの化石燃料を使うわけです。また、木材を燃やすことによってCO₂も発生しますので、どちらが、これを利用することがいいのかということについては、非常に疑問に感じざるを得ません。そういったことをしっかり研究してほしいなという思いもしておるんですけども、間伐をするとCO₂の削減になるということの意味も、やっぱり正しく理解して、この間伐推進を皆さんにさせていただきたいと思うのは、木材というのは、成長する段階でCO₂を吸収いたします。ところが、この木材、切られても、焼くか腐ってしまわない限り、CO₂を発生しません。残された木々が健全であれば、成長量もふえるわけですから、それが成長することによってCO₂の吸収をふやすといったことで、間伐がCO₂削減に有利だということです。そんな間伐の効果といったことも、今、この杉、ヒノキを切って広葉樹を植えようとしたらという話もありますけれども、成長量の面からいいますと、針葉樹のほうがCO₂の削減には有利だということですし、また、よく問題に出ます獣害の問題ですけれども、これは日本がかつて拡大造林を続ける段階で広葉樹を切って針葉樹を植えたわけですけれども、その段階で非常に多くの鹿のえさをつくってしまったと。柔らかい草が生えたわけですから、鹿が大量に個体数が大量にふえた原因は、広葉樹を切って、杉、ヒノキを植えた一時期の草のせいだとも言われています。

現在、針葉樹を切って広葉樹にすると、また同じことが起きるわけです。鹿のえさをつくって鹿の個体数をふやす、そういったことも考えられるわけですが、こういった、私は山に関してはある程度の知識を持っていますが、こういったことをやっぱり市民目線でこの90%の面積を占める郡上市、山が郡上市90%を占めるわけですから、この山に対しての正しい知識、自然に対しての正しい知識といったものが重要なんじゃないかなと思っています。

そういったことも地域協議会として知識を身につける勉強会をやっていたきたいなと思っていますけれども、この郡上市、非常にいい環境にあるわけですが、その郡上市の環境の中で、ゆとりある時間、将来への安心な社会環境を築くために、今最も必要なのは、人と人、地域と地域の連携、これが必要だと思っていますし、また、若者、移住者に対する見守り力も必要だろうと思っています。

そして、この若者たちが、新しいことに取り組む場合、それを抵抗勢力になる人たち、また、N o t i n M y B a c k y a r dと書かさせていただきましたが、これは必要なことだけれども、自分のところでは困る。1つはごみの焼却炉であったり、火葬場であったりとか、きず

など言いながら、東北地方の震災の瓦れきも引き受ける自治体がなかったということです。この N o t i n M y B a c k y a r d といったことに対して考える人たちへの対応も、これは行政でなく、やっぱり地域審議会が中心となって対応していく必要があるのではないかと考えています。そこまでやっていただけるものか、やるべきなのかもちょっと疑問でありますけれども、これにつきましても御所見を伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ちょっと前段の研修の関係を少し追加させていただきますけれども、確かに言われましたような森林のさまざまな科学的な分析とか研究ということは、やはり専門家の知見とか、そういうものを大いに勉強する必要があるというふうに思います。

地域協議会の研修の中でも、大和地域におかれましては、金沢市に行かれまして、Share 金沢、高齢者向けの住宅をしっかりと見聞をされて、事例を研究されてこられました。それから、白鳥では、中部縦貫自動車道とのこれからのつながりを現地に行って、しっかりと研究をし、我々として生かすということで、大野とか方面に行かれたと。それから、美並におきましては、和良と白鳥に通しで行かれまして、地元だけれども、そういうところの取り組みというのをまた学ぼうというふうにされてみえます。明宝地域におかれましては、群馬県の川場村というところの田園プラザとか、世田谷区民健康村、こういうところへ行かれて、NPOの取り組みでありますとか、あるいは国交省の重点道の駅先進地を見まして、明宝の道の駅をどうしようと、こういうふうにして、和良も加子母村に行ってみえますけれども、いずれにしても非常に意欲的に研究をされております。

そういうことの中で、取り組みを本当に皆さん知恵を出してもらったわけですが、高鷲なんかでいきますと、福祉部会、産業部会、文化部会、歴史部会、それから全体をまとめる調整会のような会を持ってみえるわけですが、やっぱりその中の議論は、何か気づいたことを起こすということばっかではなくて、そのことが本当にどういう効果を持つかというような検証を、議論してみえるというふうに自分としては受けとめております。

その中では、やはり地域の中における地域の時勢であったり、あるいは自分たちがやろうとするためには何かをとめるといいますか、そういう調整であったり、そういう議論をしてみえますので、今の武藤議員さんの御指摘の、自分とこに厄介なものは要らないんだということについての議論までは、現状そういうことではありませんけれども、しかし相当突っ込んで、いわゆる市民自治のとりでとしての今役割をだんだん力つけてみえるというふうに実感しております。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 実は、私以前、木材市場のほうで少し籍を置かせてもらっているときに、郡上高校の森林科学科の生徒が来まして、杉の皮とヒノキの皮を持ってきて、これで肥料をつくる

と言って持っていかれた。その後、生徒の先生にお聞きしたら、物の見事に何もできませんでしたって言われました。先生言われたんです。肥料にはならなかったけども、除草剤にはなりましたと言われまして、ひょっとすると、私もわからなかったですけど、杉の皮、ヒノキの皮というのは、非常に自然に優しい除草剤になるんじゃないかなと、そんな可能性もあるんじゃないかなと思っておりますけれども、誰かがこれを実験して、それを捨てるものですから、利用していただくということも必要なのかなと思っていますし、また、森の幼稚園といった形で、先日、前々回ですか、質問させていただきましてけれども、山を建築材の生産工場として見るんじゃないしに、森林空間を活用するといった目線も持って、この山というものに取り組んで、森に取り組んでいただくということも、今後必要な課題になるんじゃないかなと思っていますので、そんな提案もさせていただきたいと思います。

この地方創生最大の課題は少子化対策だと思っておりますが、男女共同参画と少子化対策ということで質問をさせていただきますが、男女共同参画の現実です。日本の男女平等ランキングは世界101位と発表されております。ジュネーブのほうで発表されたんですが、これは経済が世界101位、これは賃金格差のことです。それから政治の部分では104位と、国会議員も女性議員が少ないということ。また、教育の部門も、高等教育への進学率が低いということで、中等教育への進学率は世界一なんですけども、高等教育への進学率が101位ということ。全体、教育部門では84位ということ。そんなトータルの中で、男女平等ランキングは、日本は101位ということになっておりますが、この日本が男女平等で101位ということには、歴史、文化、いろんな伝統とか、そういうものの影響があるのではないかと私は思っておりますが、かつての日本、女人禁制の山もありました。また、東海北陸自動車道でトンネルの見学も我々もさせてもらうときにも、女性はだめよという話がありました。現在はそうはなっていないようではありますが。これは男の仕事、女の仕事といった感覚、思い思い、さまざまな日本の歴史、伝統文化が現在の社会にも大きく影響を与えているのではないかと思っておりますが、しかし、それを全て見直すことはできないし、またその必要もないのかもしれないと思っておりますが、ただ、こういった現実を1人1人が知識として持ち、なぜこうなっているのかということを考える必要があるのではないかと思っております。男子厨房に入らずとか、いろんなことが言われておりました。そんな現在ですけれども、教育現場ではどうなっているのかをちょっと教育長さんにお伺いしたいと思います。

たしか、これは私が中学1年生のときですけども、授業に技術家庭科というものがありまして、中学1年生のときには、男女一緒になりまして、調理実習をした経験があります。ハウレンソウのバター炒めと粉ふき芋をつくったのかな、非常に楽しかった憶えがありますが、ところが中学2年生になりますと、男性が技術科、女性はお裁縫をしたりして、家庭科ということで分けられたような記憶がありますけれども、現在の教育現場ではどうなっているのかを教育長さんにお伺いしたい

と思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、中学校の家庭科で男女共同の学習がどうなっているかということについてお答えをしたいと思いますけれども、かつては小学校は男女の共修があって、そして中学校も一部男女同じようにやっていた時代もありました。正式には、1993年から、技術家庭ということで、技術分野も家庭分野も男女が共修をするというように、これは学習指導要領の改訂でそのようになっています。

特に、現在は家庭科については、男子も女子も家庭生活の中で、自分でできることは自分でやるという、そういう自立ということと、それから家族と地域の人がともに支え合っているという共生ということを基本的な考え方として、例えば食の分野では、食材の選び方とか、あるいは調理の手順、献立の作り方とか、そういったものを男女ともに学習をしております。

例を申し上げますと、献立の類には、例えば具だくさんの味噌汁ですとかハンバーグ、あるいはサバの味噌煮ですとか、それからサケのムニエルですとか、そういったものを献立として、食材の選び方、それから調理器具の使い方、また下ごしらえや魚のおろし方といったことまで男子も女子も学んでおります。

これを食生活に限らず、今度衣服の点でいいますと、例えば、ほころび直しですとか、アイロンがけといったような、そういったことも道具を使いながら学習をするということをやっておりますし、中学校の3年生になりますと、育児の学習ということで、幼児体験も含めて、そういったことの大切さを体験を通して学んでいると。

ですから、家庭科の分野でいいますと、男女ともにそういった学習をしておりますので、これ男女共同参画というよりは、男女共同の学習ということで成果を上げているのではないかというふうに思います。

また、技術についても同様のことが言えますので、技術は夢をかなえて、そして人生を切り開いていくということ、物づくりを通して学習するというのが今技術の学習ですが、これは男女、それからともに、例えば物づくりということ言えば、のこぎりを使って飾り棚をつくったり、半田ごてでLEDのライトをつくったりというふうなことで、さまざまな学習をしておりますから、技術の分野、家庭の分野、いずれにしても、技術家庭ということで、男女の共同の学習というのは進んでおりますが、そういったことが男女共同参画のいわばベースになるんじゃないかというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。今はいいですね。私たちのころ、まだそこまで

はいつてなかったなという気がしていますけれども、ぜひともそういった中で育つ男女がこの共同参画の実現に向けて進んでいくことを願っております。

次に、社会の意識改革の必要性はと書かさせていただきましたが、先日、白鳥のほうで、ともいきフェアが行われました。開催されましたが、このときの講師の方、男性目線で話を講義をしていただきまして、とてもおもしろく参考になりました。そう考えまして、男性だけでなく、女性も含めて、意識改革が必要なのかなという気がします。当然、企業とか組織、それぞれのところで意識改革が必要になると思いますが、依然として男らしいとか、男なんだから、女々しい、女のくせになんていう言葉がいまだに使われている社会ですが、この女々しいという言葉は漢字で書くと「女々しい」と書くんです。この漢字自体が女々しいというのはおかしいなという気もするんですけども、それはいいんですが、女々しい話をさせていただきますと、よく婚活パーティーのパンフレットを見ますと、会費男性5,000円、女性は3,000円となっています。これは当たり前だと捉える人が多い、少なくはないんですけども、私はまた同窓会の案内をもらいますと、男性8,000円、女性6,000円という会費で来ます。お酒飲むから仕方ないのかなと思いますけれども、お酒を飲むのは男性だけじゃないなという気もしていますので、この辺のところも女々しい話ですけども、不思議だなという気がして、いつも思っています。これを普通だと思う人が多いということが、私はちょっと不思議なんですけれども。

そんな中で、私は映画が好きで、「男はつらいよ フーテンの寅」さん、この映画をよく見ておったんですけども、その寅さんに描かれる男性というのは、現在当たり前なのかな、そういうことが当たり前として捉えていられたのかなという気がします。これこそは、私は今、未婚の男性がふえる一因になっているような気がしておるんですが、これデートしたら割り勘はやめて、男が持つべきだよと寅さんは言うわけですし、また、打ち明けるのは必ず男性から、プロポーズするのは男性からということです。女性はいいですね、1年に1遍だけど、告白、バレンタインデーだけで済むんですけど、あとは364日は男性から告白しなければならないなんていう社会なんですけれども、これは、こういったことが現在の男性にとって未婚者がふえる一因になっているような気がしておりますけれども。

もう一点、1986年4月から男女雇用機会均等法が施行されましたが、結婚生活と子育ての責任は女性に押しつける意識はそのままです。これが女性の非婚、晩婚の原因になっているのではないかと考えていますが、これにつきましての御所見を伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 初めに、実は所管、男女共同参画の所管で、マリアージュ郡上とともに、実は昨日も大人の婚活がありまして、非常に盛り上がったわけですけども、時々やっぱり女性料金が安い企画をしております。これは、実は、男性は市内在住在勤です。女性は遠くから来て

いただこうと、こういう狙いがありまして、その間の負担を少し下げて、女性に、より参加してほしいということで、そういうふうな値段設定をすることもありますので、決して女性だからという意味では、この企画ではしておらんのですけど、そういう事情もあります。

それから、ひとつ昨年9月に郡上市の男女共同参画に関する市民意識調査を行いましたので、御紹介させていただきますが、男は仕事、女は家庭がよいと。それから、男女とも仕事をするけれども、家事、育児、介護は女性の役割だと、こういうふうなものを答えていただいたものが、女性が7.4%に対して、男性が倍以上18.7%あります。男女意識の差が明らかになっていますけれども。

それから、年代別では、40歳代以上では男女意識の差が激しくて、それから一方、20代、30代では大きな差は見られない。若い人になりますと、意識が大分変わってきているなということなのです。

職業についている方の家事、育児、介護に携わる時間について、勤務日の男性です。仕事のある日の男性は、全くなしと、30分未満を合わせて64.4%、それから女性の場合は1時間から3時間が36%ある。3時間から5時間という家事が23.9%あると。勤務日以外で見ますと、男性は1時間未満が63.8%、女性は3時間以上が64.0%、非常に女性に実態として負担がかかっているというのが見てとれたわけでありまして。

固定的なこうした性別の役割分担意識については、時代とともに変わりつつあると思いますけれども、いまだ根強く残っているということで、男女間や世代間による意識の差も大きい、このものを意識改革をしていくと、今の御指摘は非常に大事なことだというふうに思っております。

ちょっと市の夢論文の中でおもしろいお話が出てましたので、紹介させてもらいたいんですが、一般の部の特別賞に入りました高鷲町の武藤由美子さんですけど、「より子育てをしやすいするために」という中で、おもしろかったのは、30代くらいの父親世代は消防団や地域の祭り、組の役などで夜間に出ることが多いと、これはすごく大事なことなのでわかりますけれども、せめて1歳までは、子どもが1歳まではお役御免にして、家事育児に励んでいただけるように、そういうのを社会でみんなでサポートする仕組みとしてつくってはどうかという提案があつて、僕は、これを読んだとき、なるほどなというふうに思ったわけですけども、こういうふうな現場の思いもあるわけですし、こういうことによって、男性も消防にちょっと、そのときだけは、消防大事ですけど、子育てに力を割くと、こういうことが大事ではないかなというような提案でございました。

それから、第2次共同参画プランをつくっていただきました。これもすごく市民の皆さんの手づくりで、言葉もわかりやすく書いてもらっていますけれども、分かち合う、認め合う、助け合うというふうな理念を持って、そしてこの中に書いてありますのは、男性も一緒に御飯をつくりましょうと、それやるわ、手伝うわというふうな、こういう会話が書いてあるわけですけども、そういうふうにして、呼びかけていきたいというふうなプランでございます。特に、現在の推進会議のメンバーが、それぞれ出身母体が会社であつたり、いろんな団体であつたりしますので、持ち帰って会

社で広げてくださると、そういうふうな委員の活動も今していただいておりますけれども、いずれにしても、今御指摘のような、意識改革に向けましては、やはり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

続きまして、女性の雇用と少子化対策、これが本題でありますけれども、1970年時点では、女性が多く働く国ほど出生率が低い状況にありましたが、2000年にはこの関係が逆転し、女性が働いている国ほど出生率が高くなっています。社会に大きな構造変化が生じ、女性が働きやすい社会をつくっている国ほど出生率が高くなっていると言われております。女性が社会でどれだけ重要な地位を占めているのかを示すGEMです。ジェンダー・エンパワーメント指数を見ますと、女性が活躍している国ほど出生率が高いという現実があります。

そんな中で、我が郡上市は、教育長、副市長、部長さん初め、ここに見えます方は全て男性で、依然女性はゼロであります。この事実を市長はどう捉えてみえるのか、歴史なのか、偶然なのか、必然なのか、無意識なのか、どうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、確かに、今この市議会の本会議に執行部席に座っておりますのは男性ばかりでございます。これは、偶然なのか、必然なのかと、あるいは歴史的なものなのかというようなお話、あるいは無意識なのかということでもありますけれども、私はそうしたいろんな要因があって、たまたま郡上市議会の場合に、こちらの執行部席には、現在は女性が座っていないということではないかと思っております。

今、こちらに座っている執行部は、いわゆる部長等の職にある者ですけれども、それ以上の者でありますけれども、やはり郡上市の中において、部長さんという職責を担う職員というのは、これは一朝一夕にしてなかなか育っていたということにはいかないわけで、そうした部長の職責を担われるには、やはり課長職としての一定の経験も必要である。課長職になるためには、やっぱり課長補佐、係長というような形で、やはり男女同じような進度でそれぞれの職責を経験される中で上がってくるというようなことではないかというふうに思います。人材として、ぜひそうしたその方々になっていただきたいと思われる職員の方は、現在、課長職等の中にはたくさんいらっしゃると思いますので、いずれ私はそうしたことで、こちらの段にもそうした女性幹部が並ぶ日は来るのであろうというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 学校の校長先生という、かなり女性の方がふえています。ああいう環境になってほしいな、郡上市も教育長さんに女性の方が教育長さんになられるという時代も、もうすぐそこに来ているのかなということはいつも感じておりますけれども、ぜひともやっぱり男性目線だけじゃなく、女性目線の中での市の行政が行われることを期待しております。

次ですが、都道府県別に見ますと、女性の就業率と出生率を比較しますと、20歳から49歳までの女性が働いているところほど出生率が高いという結果が出ています。この事実を認識しなければならぬと思っておりますが、しかし、この郡上市において、幾ら出生率が上がるとしても、100人の女性のうち50人が市外へ転出されては、出生数が減少してしまいます。そして人口が減り続けるという現実があります。この地方から、郡上から大都市圏への移動されますのは、若い人が多いです。そんな中で、特に若い女性の生活満足度に対する対策を郡上市は講ずる必要があるのではないかと考えます。教育程度に見合う職場、もちろんそれも必要ですが、例えば質の高い娯楽、文化施設、これらを郡上市にと考えますが、しかし、この少子化問題を経済とか女性の雇用、環境だけで捉えるのではなく、家族、夫婦、地域社会、また人生のあり方そのもの、そして何より未来に対する安心といったものをつくる対策が郡上市に求められると思っておりますが、御所見を伺いたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まさに御指摘のとおりだというふうに思います。今、先ほど来の地方創生、人口、そういう議論をしているわけですが、まさに子どもを産み、育ててくださるのは、もちろん男性が、先ほどの話で男女共同参画ということで、大いに参画していかなければいけないわけですが、まず、若い女性の皆さんに見向きをされなくなるような地域であってははいけなと、そういう意味では、しっかり若い女性、お母さん方、そうした方々の声をお聞きをし、そうした方々のやはりニーズというものにでき得る限り応えられる地域をつくっていくということが、これからの地域づくりの1つの要諦であるというふうに思っております。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。前にも提案させていただきましたが、郡上に、結婚して郡上に入られた他の地域の方々を集めた集まり、集いを持つとか、また、この文化センターというすばらしい施設がありますので、そこで都会に負けないような音楽会であり、観劇会ができるような、若い女性を、奥さん方をターゲットにした、そんな行事といったことも、今後は郡上市として取り組む必要があるのではないかと考えておりますが、そんなことも、今後、私も議員として市のほうへ提案してまいりたいと思えます。

時間が来てしまいました。マタニティハラスメントに対する対策、これは次回に回させていただきます。

きますし、ドローンの活用につきましては、同僚議員のほうでドローンの質問をされる方がみえますので、そちらのほうでぜひとも御答弁いただけたらと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、3点でありますけども、世間を騒がせました旭化成の旭化成建材による杭打ちデータの流用問題であります。

昨今、特に化血研の血液製剤の隠蔽等、これは当時の化血研は薬害エイズH I Vを含めた当時、大きな社会問題となった時点からの隠蔽というようなことで、こんなようなことを考えますと、この杭データも含めて、日本の信用といいますか、そんなようなこと、あるいはモラル、道徳が、日本人としてどうなんだということ、経済に走る一つのあらわれかなということも思っておりますが、ここで郡上市内の関係でありますけども、ちょうど11月25日に、一応、旭化成建材のほうは、全てのことを調査しながら、報告も出ておりますが、10年前であります。それ以前についても、この後のことについても、旭化成以外でもやっぱりそんなことが出ておるような報道もされました。

そんなことから、1点だけ、郡上市内の市民病院がちょうど12年たちます。あそこも杭を打っておりますが、そのほかの施設等について、調査をされたのか、あるいはどのような状況であるかをまず担当部長のほうからお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは、市営住宅以外のところでちょっと調べましての調査について報告させていただきたいと思っております。

公用書類の関係の保存期限は10年ということですので、平成17年から平成26年の10年間ということで調査させていただきました。その結果、この10年間で杭打ち工事されたのは、明宝庁舎と白鳥中学校の2カ所でございます。両施設とも、基礎杭の本数や深度等を確認しましたが、設計どおり実施されており、形状等にも異常がないということでございます。

その以前で調査等の関係では、把握しているところにつきましては、和良の町民センターが1カ所ありますけど、現状等については異常がないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) わかりました。安全が第一でありますので、調査をされたことについては評価をいたします。

続きまして2点目ではありますが、T P Pの問題であります。

このことにつきましては、午前中の同僚議員のほうから質問をされておりますので、重ならないところをお聞きをしたいと思います。

T P P、非常に広範囲、また国としてもいよいよ来年からというようなことで、ことしの補正予算から含めて、それぞれの施策が展開されると思うんですけども、郡上市においての先ほどの質問以外のことで、特に品目については、トマトの関係も、たまたまT P Pの中に品目として入っております。郡上市には新しい就農支援者、農業者についての、特にトマトの研修といいますか、そのことが多い部類に入っております。

そんなことから、そのような影響と、それから、郡上市内での農産物の輸出に関する市内の取り組みはどのようになっているか、あるいは、輸出そのものが現在あるのか、今後そのような形で伸びていくようなことも含めて、品目といいますか、そのことについてをお伺いをしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 先ほどの質問の中で、住宅の関係の答弁があるということですので、まずそれをよろしいですか。

(「わかりました。どうぞ」と8番議員の声あり)

○議長(尾村忠雄君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) どうも失礼しました。先ほどの旭化成建材におけるくい打ちデータの改ざん問題については、先ほど言われました2004年以降に施工した調査対象物件3,052件のうち360件で改ざんがあったと国交省のほうに報告されておりました。そのうち岐阜県では、瑞穂市と岐阜市の2件でデータの流用が確認されたと、岐阜県を通じて、その報告によると、郡上市内での該当物件は含まれていないということで、市独自の調査でも該当する物件はないという結果でございます。

それで、先ほど言われましたように、この旭化成建材以外でもデータの流用等が確認されておりますので、建設部としましては、市営住宅及び市有住宅について、旭化成建材以外の業者も含めて、全てのくい打ち工事の有無について再確認し、データの改ざん、流用等がないか調査したわけですが、その結果、10年以内に整備された市営住宅はありませんが、それ以前に整備された市営住宅のうち、くい打ちの工事が行われている建築物が10棟ありました。

それと、あと10年以上経過した建築物については、ほとんどが文書保存期間を経過しておりますので、基礎の形態が確認できない施設も18棟あったということです。それで、くい打ち工事が行われ

ている住宅10棟のうち、くい打ちデータの残っているものは3棟あったわけですが、データの流用等が行われた形跡は確認できなかったということです。

また、データの確認できない残りの7棟についても、工作物の傾き、それからひび割れ等を確認した結果、特に異常は認められなかったと、それから、基礎の形態が確認できない住宅18棟のうち、白山住宅を除いた17棟は築30年以上を経過している木造の平屋、もしくは2階建て、または簡易の耐火構造の平屋建ての建築でありまして、基礎にくい打ちが行われているという可能性はほとんどないというふうに思われます。

それで、平成3年に3階建てで建築されました白山住宅につきましては、同一敷地内に隣接した、平成4年度に同じく3階建てで建築されました為真単身者の住宅が直接基礎でありますので、白山住宅も同様と思われます。

そのようなことにつきまして、平成25年度の郡上市公営住宅等長寿命化計画の際に、目視による個体の安全等について確認を行っていますので、現時点では特に問題はないということで確認しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。——そうしましたらT P P対策についての答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 市内の若手育成で特にトマト農家への影響ということで、トマトの場合ですが、世界最大の生産物は、T P Pに加盟していない中国が5,055万トンでありまして、T P P参加の12カ国中ではアメリカが1,257万トン、これが3位でございます。

あとは10位のメキシコ、そして、日本のほうは、生産国では748万トンということで世界で28位となっております、先ほども少し申し上げましたが、生鮮野菜の関税は3%ということで、これが撤廃されても輸出にかかる送料ですとか、農薬基準等を考えると、T P Pの影響は少ないものと思われておるところでございます。

加工用原料トマトにつきましては、トマトジュースだとかトマトケチャップになるものなんです、これにつきましては、新聞報道によると若干は影響が出るであろうというふうなことが言われております。

その中でも郡上市のトマトですが、品質がよく、加工用となるものは少ない状況でございます、市場以外にも市内の直売所等で販売されておまして、農協を通じた市場単価でございますが、平成26年がキログラム当たり314円、それが平成27年ではキログラム339円で取引されているような状況でございます。

育成という面でございますが、近年の新規就農者の中には、自然農法による多種多様な露地栽培を行う方がおられたり、また、市場出荷以外にもインターネットを活用した固定客販売を初めておられるなど、従来の大量生産型とは違う新しい時代に即した農業経営を展開される傾向にございま

す。

そういったことで、トマト農家以外でもこういった特産品的な野菜生産につきましては、特に影響はないものと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、市内農産物の輸出の状況ですとか、今後の取り組みについてでございますが、市内で事例を調べたところによりますと、農業生産法人が海外に輸出している事例といたしましては、高鷲農業生産法人のほうニンジンが中国へ輸出しておるといようなこととすとか、同じく和良では菌床シイタケ、キクラゲを中東、ブータンへ輸出しておるといふような情報がございます。

生産量に占める輸出量の割合は少なく、いずれも様子見的な状況です。

また、だいこん生産組合ですが、全農を通じて出荷しておるわけですけど、全農のほうでも一部、数ケースでございますが、PR的なものとして海外に輸出しているといような状況があるといふふう聞いております。

特に、青果物の輸出ですが、鮮度保持とか長期保存技術が課題でございまして、農林水産省が掲げる輸出拡大の方針でも平成32年度に輸出額250億円を目指すということとしておりますが、主な輸出先といたしましては、TPP加盟国ではなく、比較的近隣な台湾ですとか香港が重点地域としておるところでございます。

また、農産物の輸出につきましては、個別経営体独自で取り組むことは、量の確保等困難な事例が多いということで、輸出に関しては生産者よりも海外の販路を持っておりますイオンですとかJ Aなどの販売者の取り組みに今後期待するところが大きいものでございます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 国のほうとしては、このことについて、やはり食を含めた農産物の輸出を1兆円といようなことで目標を前倒ししたいといことを言っております。

2014年、15年、6,100億円から6,300億円が一応政府の言っておる1兆円でいいますと相当な量でありますので、やはり、郡上地域に合った産地のパワーアップ、それから、果樹農業振興大会で出ておりました大規模による農地の集積、あるいは農業の形態のあり方については非常に農業者離れを心配するといようなことの副会長の話もありましたように、やはり郡上は郡上市の地域に合った、先ほど市長も同僚議員に回答をされましたが、そのようなことを、これからやと思いますので、真剣に農業施策として取り組んでいかれることを強く要望をいたしておきます。

また、あわせましてTPPの関係で、食料品のこととあります。長良川の鮎のこととありますが、このことにつきまして、実は、10月の末から11月、古田知事さんが県のトップセールスとして、ヨーロッパを訪欧されて、各地区を回られました。そのことがたびたび記事に出ておりましたので、

強く感じておりますが、もちろん県のPR、それから、誘客も含めてのことですし、また、岐阜県の特産品、そういったことをより輸出に向けた取り組みあつてのことだと思います。

そういった中で鮎の話も出ておりました。特に今回は長良川の鮎の世界農業遺産への登録に向けたいろいろなことがあります、今の鮎の状況をお聞きするんですけども、和良川水域につきましては、あそこは、漁協は鮎を取り扱っていないということで、販売とか出荷等も含めて。

だから、全体的なことは把握しておりますということで回答をいただきましたし、郡上の場合には、郡上といますか、長良川と吉田川につきましては郡上漁協が関連をしておりますので、漁協の扱い量だけは聞きました。

和良川水系では年間で4,500キロで、金額にして2,925万円、それから、郡上漁協の取り扱いとしては2,780キロで1,950万円、そんなことがあります、市内の鮎の全体の漁獲量を把握してみえるのか、郡上で大体どのような鮎に対する収入があるのか、もちろんこれは観光でいろいろなことがありますけども、鮎自体で把握をしてみれば、お知らせをいただきたいと思います。わかりますか。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 鮎の関係の漁獲量、漁獲高ということで、これにつきましては、岐阜県の河川漁業協同組合の漁獲量調査というものが毎年行われておまして、この調査は関係する漁業協同組合のほうへの聞き取りということで行っておるということをお聞いております。

その数値につきましては、漁業組合だけの取り扱い量じゃなくて、その漁業組合が管轄する川でとれた鮎を、推計値も大分あると思うんですが、推計値を出しまして、それに標準的な単価を掛けたというふうなことで出したものでございます。

まず、長良川の関係なんです、長良川につきましては、鮎ですけど、平成26年で漁獲高といたしまして21万3,821キロ、金額では、推計も全て含めてでございますが、13億3,334万6,000円ということになっております。

この量につきましては、30年前、昭和59年の資料がございましたので、それと比較いたしますと、鮎の漁獲量は30年前、昭和59年が16万7,171キロ、漁獲高が8億6,086万円ということです。ということで、漁獲量につきましては4万6,650キロふえておりますし、漁獲高も4億7,248万6,000円というふうにふえております。

続きまして、和良漁協のほうですが、和良漁協につきましてもこれは推計ということで、平成26年は4,910キログラムで、金額にいたしまして3,011万円ということでございます。

これも昭和59年、30年前と比較いたしますと漁獲量は7,842キログラム、漁獲高は1,579万6,000円と若干減少しておりますが、キログラム当たりの鮎単価のほうですが、昭和59年につきましては1キログラムが3,600円ですが、現在、26年で6,100円というふう大幅に増加しております。これにつきましては、ブランド力が大幅に向上したというふうなことが要因とうかがわれます。

石徹白漁協のほうも鮎を放流しておりますので、ただし、石徹白漁協は近年、イワナですとかアマゴのキャッチアンドリリースに重点を置いて取り組まれておりまして、鮎の漁獲高のほうは、平成26年で385キログラム、金額で59万3,000円ということで、30年前ですが、漁獲量が380キロ、若干、5キロだけふえています。漁獲高といたしましては、当時1,900万円というふうな数値が残っておりますので――済みません。漁獲高は190万円ということでございますので、現在の59万3,000円と比較しますと減少しておるといような状況でございますので、よろしくお願いします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 相当な量でありますし、また、鮎につきましては観光方面、あるいは宿泊、全てのことに非常に大きな影響があると考えております。

それによって、さて、この世界農業遺産、清流長良川の鮎でありますけれども、いよいよ、過日、全協で市長のほうから、12月15日には本部のF A O、イタリア、ローマにおいてその認定が発表されるだろうということで、市長もそのプレゼンに参加されるところであります。

この鮎についてはほとんど、補助金はあるんですけども、振興については今までやっぱり漁協任せでありますけれども、この農業遺産が登録されたら、恐らくより一層の郡上の鮎に対する外部からの注目を浴びながら、当然その関係が大きいと思います。

だから、そのことについて、行政で施策がどのようなことができるかということもさることながらでありますけれども、まず第一は、山と川を守ったり、自然環境の整備とか、あるいは、前もあゆパークのときに提言もさしてもらいましたが、やはり河川的环境整備、トイレの関係とか河川へおける関係、あるいは一部駐車場も含めたいろんな形の大きな投資をしなくても、何らかのその辺の対策が必要と考えられます。

そういったことについて、全てをこのF A Oの参加されることも含めて、市長のほうから御意見をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今回、12月15日にF A O本部において、この長良川と鮎ということで、世界農業遺産の認定がいただければと、朗報をお届けできればというふうに思っております。もし、そのような形で認定がされれば、これは私ども郡上市にとってもいろんな意味でこの郡上市をアピールできるチャンス、きっかけになるというふうに期待を持っております。

今、鮎そのものについても、おっしゃるように現在は郡上漁協に対して稚魚の放流等に対する若干の財政補助をしているというところでございますけれども、大事なことは、この長良川の鮎を初め、いろんな生物、多様性ということも必要ですけども、そういう生息環境を保っていく、守っていくということだろうと思います。

現在、郡上漁協のほうも、長良川はほとんどの所が1級河川ということで県管理になっておりますので、例えば沈床のその設定であるとか、あるいは川底が掘れてしまって岩盤だけが出てしまうというようなところについては、そういった鮎の生息、あるいは鮎がはむコケの生息ができるようにというようなことで、そうした河床の改善というようなことも希望をしておられます。

こういうことは、私どもも大切なことということで、一緒になって県のほうへ要望をしまいたいというふうに思っております。

また、郡上漁協にとりましては、今、いわゆる鮎の遊漁者といいますか、鑑札を受けて鮎釣りを楽しむという人の人口が年間減ってきているというようなことで、これについては若い人の鮎の友釣りというものを楽しむ、そういう層をつくっていく必要があるということだと思います。

この件につきましては、郡上市のまちづくりフェアで当時の中学3年生の生徒たちが提案をしてくれました鮎の友釣り大会というようなものを、若い人のそういった大会をやるということで、とし、高校1年生になった提案者の生徒さんたちが、大人の助けを、そういう協力を得ながら第1回の大会をやってくれました。

こういうことも支援をして、例えば友釣り人口というものを拡大をしていくといいますか、開拓をしていくというようなことも必要だというふうに思っております。

また、現在、郡上漁協等において、あるいは和良もそうですけども、やはり、鮎の場合に鮮度とかいろんな問題がありますので、いろんなところへ需要地を出すということももちろん、いろんなところの高級料亭とか、そういったところへ出荷をするということも大事ですが、もう一つは、この鮎というおいしいその地域のこうした川の恵みがあるということで、郡上へ来れば長良川の鮎、郡上鮎、あるいは和良鮎というようなものがおいしく食べられるというような形で、やはり、そうした鮎を出してくれる店、これを指定をしておられますけども、こういうようなことで、もっともっと鮎を現地で、この郡上の地で楽しんでいただけるというようなことについて、何らかの振興策を講じる必要があるのではないかというふうに思っております。

今回、長良川と鮎ということで、農業遺産ということになりますれば、やはり一つの清流というもの、あるいは森と川と、それから、長良川の場合には川が山間地の川ではありますが、V字谷の川ではなくて、どちらかというとその両岸に若干の平らな土地があって、そこがいわば里という形で展開をしているという、そういう地域でありますので、古田知事は、そういうことで長良川はよく里山、里海というのに対して里川という一つのコンセプトを出しておられますが、そういうものをPRをし、鮎だけでなしに、清流の育んだおいしい米であったり野菜であったりというようなものもあわせてPRをしていくというようなことが必要だろうと思っておりますので、漁協等とも十分連携をしながら、今後、せっかくのこういう好機に恵まれるということであれば、生かしていきたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今言われましたように、郡上に来れば新鮮でおいしい鮎が食べれるということですが、そのもう一つ奥に値打ちで食べれるということがないと、たまたま我々もほかのいろんな産地に行くと、新鮮で値打ち、そこで食べられることが魅力なんです。けども、郡上がそれに果たして、例えば鳥獣被害のシシ肉やあれにしても、本当にどうなんかなということをやっと考えますので、その辺も含めて今後の検討課題と思います。

また、ぜひF A Oのプレゼンにはしっかりと市長に頑張ってください、この長良川の鮎が農業遺産に登録されるように心から祈っております。ありがとうございました。

続きまして、3点目、ユネスコ世界記憶遺産登録ということで質問をさせていただきます。

9月の定例議会の際に、ちょうど戦後70年を迎えた対戦についての関係、そんなことで教育的には基礎的な資料を活用して、事実に基づいた視野で教育をしているとか、あるいは、市長のほうでは、大切なことはできるだけ事実を客観的に把握して謙虚に受けとめていくことが大事であるということの答弁をいただいております。

まさに同感でありますけども、今回の、私が言うまでもなく、このユネスコ世界記憶遺産登録に南京事件、中国が出されました。

中韓につきましては、安倍政権も日本の頭首としては3年半ぶりのやっとの首脳会談が持たれたわけではありますが、そういった中で、この全く登録申請については、もちろん政府も見解を出しております。やっぱりユネスコ本来の中立公平、そういった国際的機関のしっかりとした目的に沿ってやるべきだということで、政府もこのことについては政府見解を出しながら進めておるわけではありますが、事実といたしますか、そのことについて、端的に申し上げますと、南京の占領後、日本軍としては悪事の限りをを尽くして一般市民を略奪したということでもあります。

極東の軍事裁判において、その統計においては6週間で無差別したそういった市民30万人を虐殺したということでもあります。

その内容事実どうのこのよりも、いずれにしても教育が全てのことだと思いますし、私はやっぱりそういうことを語ったり、あるいはいろいろなことをする反面には、しっかりとしたことを知っておって、わかっておって日本人も謙虚に、あるいは優しく世界の平和に貢献をしていかないかんとことを思う。その辺が、日本人として私はまだまだ十分でないと思っております。

そのようなことで、たまたまこれも知事の訪欧先でリトアニアの外相と会われたときにも、第二次大戦中に、このリトアニアの領事館において、多くのユダヤ人の命を救った八百津町出身の杉原千畝氏のことを、たまたま知事もここに行かれて、日本が今、記憶遺産に登録しておるから、ぜひ協力をというようなことで要請をされて快諾を得たというようなこともあるように、やはり、先ほ

ど言いましたように、国が違えば考えも違う、かといって、日本としてはしっかりと国際の世界平和を掲げながら、不戦の誓いをして、そして戦後それなりのことをやっているということについては、やはり日本国民、あるいは教育の中においてもしっかりとそういったことを教育の上で、そして、違った国においてはどのような主張があっても、やっぱりそれはそれとして受けながら謙虚に受けて行くということが大事でありますので、そのことが言いたいために、今回このことを9月の一般質問に合わせながら、また改めて問うところであります。

戦争というのは本当に悲惨なものでありまして、やはり、国際戦争以前においても、武士の時代であっても、日本の国内においても相当な卑劣な、悲惨な戦いがあった、そして、新しい国を目指しながら進んできて、そして、世界の今の、まだ今、中東のほうでも大きな戦争はありますけども、そういったことをいかに乗り越えて世界平和を、そして、人類の平和と安全、そのことに日本は突き進んでいくという姿勢をしっかりと、子どもたちにも教育の面から含めて取り組んでいくべきだと思います。

ただ、あながちに対敵なことではなくして、事実、あるいはこういうことがあるということだけは、やっぱり教育の中では取り扱うべきでないかということの特に思うわけであります。

そんなことを思いますと、先ほど言いました杉原千畝のことにつきましては、今現在、世界中で難民があふれる大きな問題になっている今日の現状、企業によるデータ偽装などを初め、いろいろなところで世の中のモラルが揺れ動いている、そんな今だからこそ、たまたまこれ映画を今ちょうどされるわけでありますけども、家族のきずな、あるいは上司や同僚、組織との関係、そして、普遍的な価値観とは何か、そういったいろんなことを考えさせ、自分自身がどう生きたら人として幸せなのか、そんなことを感じさせる映画であるというようなこともコメントがありますけども、まだまだはっきり言いまして、中国、韓国においては相当な反日教育がされておることも、これも事実であります。

今、これから特に国際化の網に入りながら郡上にも外国人が多く来ます。そういった中でたまたまそういった国の若者については、やはり感覚としてそういう中東教育がされているものですか、ついつい口に「日本は謝罪」というようなことがたまに出ることがあるんです。そういうこともあったこともあります。

そういうことは、やはり日本人としてはしっかりと知っておって、しっかりと優しく謙虚に受けてつき合いをしていくということが大事だと思いますので、特にそのようなことを感じました。

そして、そういう教育の中では、特にさまざまな分野で情報を、郡上市についても発信をしておりますけども、歴史や文化を正しく伝えることが今後広く、郡上の魅力の発信のこともあります。そんなことに対して必要でありますけども、やはり、文科省が一部、恐らく話が今出て、来年度に向かっているということがあるようでもありますけども、教育改革の一環として、日本と世界を含めた近現

代史の教育をやっぱりしっかり行うべきであるということを特に思いますが、このことについて教育長の見解をいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 現在の小学校、中学校の社会科の学習では、今、議員おっしゃったように、国際関係の中で日本がどうしてきたか、あるいは日本人がどう生きてきたかということについては、比較的丁寧に記述がされているというふうに思います。

特に明治以降については、国際社会の仲間入りをするというので、近代国家としての体制をつくる、あるいは産業の仕組みを整えるといった、そういった記述の仕方がしてありますし、また、大正から昭和にかけては、第一次世界大戦、第二次世界大戦の過程の中で、国際関係の中でどういう原因で起き、また、どういう過程を経たか、そして、それが国の内外にどのような影響を及ぼしたかという、そういった記述の仕方があります。

また、戦後につきましては、戦後の改革と、それから、産業、あるいは経済の進展と同時に、そういったことを踏まえて国際社会への貢献を非常に数多く、あるいは多種々にしたという、そういった記述もあって、その中で日本は平和国家、民主国家としての今日を歩んでいるという、そういったその記述の仕方がしてあります。

十分とは言えないかもしれませんが、今、中学校、あるいは小学校の歴史教科書の記述というのは、相当程度国際関係の中で記述がされているように思っております。

ただ、近現代史については、やはり、事実に対する物の見方、考え方というのが、国によって、立場によって異なるということがあります。

ですから、こういったことについては、今後、やはり詳細な検証、そして、その検証を踏まえて学習の資料としてわかりやすいものとして整理していく必要は、まだたくさん必要だろうというふうに思っておりますし、ある意味で誤解を招くといったことを防いでいくには、それこそ子どもたち層を、あるいは青少年の国際交流といったことでお互いの国の、立場が違い、歴史は違い、生活習慣は違うけれども、人として生きていくについては共通なんだねといったことでの理解をしようといった、そういった学習をこれからたくさん積み重ねていくということによって、議員がおっしゃったような誤解であったり、無用な対立というのは避けることができるのではないかと思います。

私は、総体として、歴史というのは過去を学びますけれども、今を考えて、将来の見通しを持つために自分はどう生きていくかということをおぼというのが基本になっているというふうに思いますので、そういう意味で真摯に歴史の事実を受けとめて、多面的、そして多角的に物を考えていくという力をきちっと一人一人の子どもにつけてやるべきだというふうに考えております。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 答弁いただきました。いずれにしましても教育は全てのことに、別にこのことに限らず全ての基本であります。古来から修身教育、あるいは道徳教育、本当に日本人としてのいいところもあるわけでありましたが、なかなか今はそれが十分ではありません。

そういった中で、やはり未来を担う子どもたちには、しっかりとした世界人類の平和、あるいは安全についてしっかりとした知識を持ちながら取り組んでいける教育をぜひ要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、山田忠平君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時20分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時31分)

◇ 野田 龍 雄 君

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 本日、最終番になりましたが、ひとつよろしくお願ひします。共産党の野田龍雄、通告に従って質問をいたします。

質問内容は3つであります。そこに書いてあるとおりでございますが、1番目の戦争法案についてお伺いをします。

この問題では、既に前に9月議会にも6月議会にもお聞きをしましたがけれども、情勢を見まして大変重要な問題であるということで、取り上げさせていただきました。

この戦争法案が9月の19日でしたか、強行採決をされました。その結果、海外での戦争に自衛隊が出かけることになりかねない状況となっております。これまで政府は、日本の自衛隊は戦争地域に出かけることはないと言ってきました。安保法制ではそのときの武器の強化も携帯も強化することを認めると言っていました。

戦争を放棄した日本の憲法に照らせば、違憲状態にあると言わなければなりません。集団的自衛権行使の容認についても、1972年の政府見解以来、認められないとしてきた政府と内閣法制局の見解をひっくり返し、その説明も国民の理解できるものとはなりません。その上、安保法制の審議と成立の過程は、著しく民主主義を逸脱したものでした。

これらの問題は国の問題であり、地方議会では関係がない、ふさわしくないとの声も聞こえますけれども、私は国政も地方政治に大きな関係があり、憲法や民主主義の問題には正面から向き合

なければならないと考えております。この点では、日置市長の9月議会での答弁で、憲法98条の憲法の最高法規性から政府の説明は不十分であり、従来の政府見解と全く逆の結論を出したことについて、理解できないと見解を表明されました。また、合憲性の問題では、山口繁元最高裁の長官の法律の見解が一番素直な受けとめ方であると思うという発言もされました。私は非常に適格な認識であると、高く評価しております。

郡上市議会としても9月議会では、国に対し国民への丁寧な説明と立憲主義と平和主義との改憲について、しっかり審議を尽くすことを求める意見書を採択しました。このことは、郡上市民の平和を願う思いからいっても、大きな意義があったと考えます。しかし、安倍政権は国民へ説明するべく国会も開かず、沖縄辺野古の新基地に対する一方的な立場の押しつけを平然と続け、TPP協定の筋合意についても、国会での審議を後回しにしています。

国民の声を聞こうとしない安倍政権の姿勢に、マスコミ、学者、一般の国民から非難の声が沸き起こっています。こうした状況に対し、市長の責任ある立場での見解をお聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今の状態をどう思うかということですが、憲法の53条には国会の臨時会の招集に関する規定がございまして、内閣は国会の臨時会の招集を決定することができるということに続きまして、いずれかの議院、したがって議院の院は衆議院、参議院の「院」でございまして、衆議院ないしは参議院のいずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員からの要求があれば、内閣はその招集を決定しなければならないと書いてございます。

これを素直にそのまま読めば、4分の1以上の総議員からの要求があった場合には臨時国会というものを開いて、国権の最高機関である国会において、いろいろな論議が深められ、また内閣としても説明責任を果たされることが普通ではないかというふうに思っております。

今、私どもの地方自治法の中にも、地方自治法の101条の中に議会の招集に関することが決められておりまして、当然、御承知のように普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを収集するということが、長が招集するわけでありまして、2項に、議長は議会運営委員会の議決を経て当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集を請求することができる。議運の決定があれば、求めがあれば、そういうことを議長さんが長に対して臨時会の招集を請求することができるということでございますし、また、このただ今の憲法の規定とほぼ同様なんです、議員の定数の4分の1以上のものは、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる、こういう規定がございまして。この規定を受けて第4項で、前2項の規定による請求があったときは、当該普通

地方公共団体の長は請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないと、こう書いてございます。

地方自治法と憲法の違いは、この一定の手続きを経て臨時会の招集の請求があった場合に、地方自治法の現在の場合は20日以内という期限が切られているという点がございしますが、憲法にはその期限規定がないというところはございます。

そういうことでありますが、基本的な考え方はやはり一定の国権国家、国民を代表する国会議員の一定数から請求があった場合には、やはり内閣は臨時会の招集を決定しなければならないというふうに書いてあるわけですから、これはいろいろ、今回の場合も総理の外交日程であるとか、予算編成日程であるとかというようなことで、なかなか困難であるという説明はありましたが、やはりお開きになって、いろいろと議論を深めていただければ、私どもも国民もそういう意味では、さきのそういったいろんな論議があるわけでありますから、そうしたところで国会において、いろんな論議を深めていただくということを多くの方が望んでいるのではないかというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) はい、ありがとうございます。

まさしく今、国会ではこうしたことが課題となっているというのは私も捉えております。しかし、そうした議会での要請、それから国民の声も非常に大きなものがあります。これは今まで安保での大きな闘争が以前あったわけですが、それ以来と言われるぐらい国民の多くの方が、しかも、いわゆる労働組合とか政党の動員ではなしに、自主的に自分の声を出して参加しているような運動が大きく広がっております。きのうもありました。その前の日もありました。各地で行われております。

そうした声に応えるためにも、国はこの安全保障関連法案が本当に国の安全保障に必要かどうか、しかと説明する必要があるというふうに思います。経過を見ればわかるように、本当に首相の説明はころころと変わって、一体どうしてそんな法制が必要なのかということもわからないような中で強行採決をしました。採決のときも、ひどい状態でありました。国会の議事録はつくれないような、そういう状態の中で決まってしまっております。

そして、決まったすぐに首相は、国民の理解は不十分であることはわかっておると、何とか一所懸命説明していきたいと言ったんですけども、何らそれ以来説明をせずに、新しい第3の矢をつくって国民の目をそちらへ向けようとしたんですが、国民の多くは、疑問を持ってこれを捉えておりません。

私は、これ地方自治でありますけれども、今の市長の見解、これは一つの法律論としてお聞きを

し、そのとおりであると思っていますけども、現実に関この安保法制によって海外へ自衛隊が行く、しかも、それは戦闘地域であるんだと。そして、そこへ携行する武器もこれまでよりも強力な物でも持てるようにしておるわけですし、現実に関米国との関係の中で、日米の軍事連携は強められております。

早速、アフリカのほうへもそういう自衛隊の派遣が行われようとしておりますけども、これについても大変心配であります。まあ、駆けつけ警護などと言っておりますが、そういった点では、私たちは国政の問題ではあるけれども、地方自治体としても国に対し、これはしっかりせよというように、要請をしていくことが必要ではないかと思っております。

私も、この議会でも今回も請願書を出して、何とかしてこの問題に警鐘を鳴らしたいというように思いましたけれども、残念ながら提出期限が過ぎておまして、だめだというふうにお聞きしました。いろんな団体のことですから、私のほうからあれこれ言えませんが、そういう経過の中で、今回はこの問題を取り上げることは議会としてはできませんでした。

けれども、市長に対しましては、市民に安全・安心に責任を持つ立場としてこうした状況に対して、市としての方向といいますか、要望といいますか、国に対するもっとしっかりせいという声を出していただきたいというようなことを思っておりますので、そういったことにつきましても、一言お伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の法制につきましては、主として憲法論的な観点から見た私の感じ方、あるいは政策論としての安全保障政策の問題はいろいろあるがということで、この前、先ほどお話しに出ました9月議会で申し上げた私の気持ちは今も変わっておりません。

現在、さはさりながら、法律としては成立をいたしております。そういう中で私は過日、法律が成立してから、議会のほうで全会一致でお出しになりました郡上市議会の意見書、安全保障法制の慎重な運用を求める意見書というところに、いろんなことが書かれておりますが、これと同様の気持ちを持っているところでございます。

安保法制につきましては、一旦、法律は成立をしたということでありますが、今後、やはりいろいろ、まだまだ国民の側においても十分論議が尽くされていないと、尽くされたという感じからはほど遠いところもございまして、また政策論としてはいろんな議論があり得ることでありましょうから、それについては、また国会の場でいろんな案が出てきて、そういう中で例えば論議がされる必要があるかというふうに思っております。

それから、この今回の議会のほうからお出しになった意見書にも慎重な運用を求めるということが書いてありますが、今、取りあえず実定法として成立をしているわけですから、これがしかし成立をした後は、政府が恣意的に運用していくというようなことが、やはりあってはいけませんので、

やはり国会の論議の中で一つ一つの法案について、総理や担当大臣から説明をされたその説明、あるいは各党との折衝の中でつけられた附帯決議、こうしたものについてはやはりそうしたものを重視をして、そうした国会の論議の中で、その今回成立した法律についても一定の解釈、考え方が示されて、一定の限定をいくというような説明がされているところがございますので、そういったところは、現にそれを守っていただくということが大事なのではないかというふうに思います。

憲法の法律論の問題につきましては、これは国会の中で幾ら議論をしても、最終的には合憲・違憲いろんな議論があるという中で、私は将来的にこの問題については、やはり何らかの形で司法判断というものがきちっと下されることが、国民にとっても、それが最高裁の司法の判断で、そのところは最終的には納得をする以外にはないのではないかというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても御指摘のように、地方自治体は市民の安全を守るという大きな使命がございますから、それと今回のようなこういう問題は決して無関係ではないので、やはり私たちとしても重大な関心を持って、今後の推移を見ていかなければいけないというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ありがとうございます。

国会のことであるし、各党の見解の相違もいろいろありますので、非常に困難な問題はありますけれども、一つは今言われた司法での判断を待つということと、来年の参議院選挙で、この法制を強行採決をしたというその責任が国民に問われるという、その参議院選挙に向けて正しい選択が行われるように、やはり我々としても一所懸命頑張ってまいりたいというふうに決意を申し上げます。この問題はこれだけにさせていただきます。

続いて、2番目のマイナンバーについて。これも、もう大半は国の政策でもあるので、その問題について地方の議会でこうして申し上げるのは、本当に何というか、もどかしい限りなんですけれども、しかし、実際にはその地方の政治の中で、これはいろんな問題が起こってくるんじゃないかという心配をしておりますので、その点についての質問をさせていただきます。

まず、1番目の現段階での問題点と、その対策は地方自治体としてできることは何かというようなことについてお伺いをしたいと思います。

まず、国民に対する説明は全く不十分であると、非常に慌ただしくこれがつくられて、そしていろいろ何といいますか、例えば事業所なんかでは、言われても何をしていいのかわからんというようなことも聞かれるような、そういう進め方になっております。

そういう点で、そうした中でこれが個人情報を扱うということで、非常に重要な問題でありますので、この問題について、特に、個人情報の漏えいに対する対策が十分とられていないのではない

か、国はとっているというふうに言っていますけれども、多くの専門家が、完全に漏えいを防ぐことはできないと言っておりますし、今後、これに情報をどんどんふやしていくという国の方針があります。そうした中では、もっとそういった危険がふえていくのではないかとということで心配しております。

また、このマイナンバー制度の国民に対する、市民に対するメリットというのは本当にあるのでしょうか。市長はこのことによって、より正確な情報を得て、正しい給付等が行われていくのではないかと御意見もありました。しかし、実際にはこういうことによって国民のあらゆる情報がつかまれていくと、国民は丸裸にされるんかという声もあるくらいに、だんだんそうなるようになって行くような気がしております。

今般、8月でしたか、郵便貯金等もこれによって使えるようにしていくということが決まりました。恐らくその実施はこれから後になってきますけれども、介護保険等の優遇措置に対しても減免措置ですか、こういう貯金のある・なし等が簡便に判定できるようになっていくと、こういうようないろんなことでの使われ方を見ますと、それが国民のプラスになるのではなくて、苦しい中で介護保険を受けておるのに貯金が少しこだけ多かったからということで、減免措置も受けられなくなると、制限されるというようなことに使われていくという感じはしております。

それから、同時に事業所等のこのナンバー利用のための準備も大変おこなっておるようでございます。また、正確に聞きませんが、新聞報道等ではとても間に合わんと、できないというような声も上がっておるようであります。

そういったことについても、郡上市としてもきちんとした対応ができるような手立てがとられておるかどうか、そんなこともお聞きしたいなというふうに思います。

まだ、そのほかお聞きしたいことはありますけれども、あんまり聞いておられますと時間がなくなりますので、とりあえずこういった点について非常に漏えいの心配がされておる、それに対しては郡上市としてはこういうふうにしておると、こういうふうにしていきたいというようなことについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） このマイナンバー制度については、今ちょうど郡上市の場合、個人番号の通知が、ほぼ市民の皆様方のところに届いたという状況のところでございます、御関心も深いかと思っております。

このマイナンバー制度はただいまお話がありましたように、例えば税というようなものをやはり公平・公正に行うといったこと、あるいは社会福祉についても漏れのないように給付を受けるべき人は受ける、あるいは適正な給付を受けるといったようなことが必要でありますし、また、災害というようなときに、その緊急のいろんな対策を講ずるときに、やはりそうした情報の把握が必要で

あるというようなことから、行政にとっては公平公正、それから正確性であるとかいうようなことが、あるいは効率化というようなことがありますし、やはり国民の皆さんにとっても、このことはひいては利便性があり、そして例えばマイナンバー制度を自分のところでそんなに便利とか利便性はないやということもあるかもしれませんが、例えばその税の公平・公正な負担ということを考えたときに、自分は一所懸命正直に税を負担をして、そう所得も多くはないけども、とにかく一所懸命税を負担して国民や住民の義務を果たしているという方と、その何らかの所得というものは捕捉されないで、本来ならば大変な所得があったり資産があったりしておられる方が、実は本来ならばそういうものが明らかであるならば払うべき税というものを免れていらっしゃるということであっては、そういうものはしっかり把握されるということは、国民全体にとってもやはりそのことは必要なことであり、公平公正という面からやはり社会全体にとってはそのことが、一つの私は利益になるものであるというふうに思っております。

問題は、そういうことで非常に今回のこのナンバー制度というものは国民一人一人に番号がつけられるということでありまして、誤解が生じているのではないかなと思うのは、国民にそういう番号を振ることによって、全ての情報を国が何か全て一つの情報ファイルの中に持てるんじゃないか、それを全部覗いているのではないかというような懸念をお持ちのようですけども、それはそうではなくて、今もそれぞれの行政目的に応じて国も地方公共団体も、国民や住民の皆さんのいろいろな情報というものを把握をしているわけです。

こういうものの中から行政の効率性とか公正性ということの観点から、こちらで管理している情報と、こちらで管理している情報、これは市役所の中でも課が違ってもう既にその管理は違うわけですけども、そういう一定の情報と情報を必要の限度において参照するとか、いろんな証明をするとかという形で、マイナンバーという番号によってその異なる情報データベースの中にあるものを結びつけて活用すると。

それを、どんなものにマイナンバーを付すかということも、それからそういう行政目的の違うもの同士を、どれを利用するかということも全て法律で、あるいは条例で定めて、恣意的に何かいろんな情報を勝手に結びつけて、その全体を丸裸に誰かが特定の者が見ているということではないので、そこのところは国民や市民の皆さんに理解をしてもらいたいと思いますし、そういう情報を参照するときには、今回のマイナンバーを直接他の情報を監理しているところへマイナンバーを教えるのではなくて、全て暗号化して、わからないようにして参照をするという、そういうその安全装置もかかっているわけですので、いろんな他の外国のいろんなことを、例えばアメリカですと社会保障番号はそのまま生でいろんなところに照会をされておると、そういう中でいろんな危険も起きているんですけども。

今回の日本が導入しようとしているものは、そういう例えば情報の管理者が違うところ、役所が

違うところは暗号化した別の暗号で紹介し、向こうの持っている暗号と結びつけると、そういうような二重、三重のいわば安全装置がかかっているということは一つ御理解をいただきたいと思いません。

そういうことで、郡上市においても今回こういうものが導入されることによって、一つはいろんな意味で制度的に安全な情報管理というものをしていくための法律にも縛られておりますし、条例にも縛られておりますし、それからいろんな安全に扱うための要綱というものも定めて、そして各所管間においてもきちっとそれをやっていくようにということを考えております。

それから、そういうこととともに、やはりその情報機器の面においても、このマイナンバーを扱ったりするこういう基本情報システムと、それからそれが例えば外部のインターネットを通じて何かされるといふことのないように、インターネットとはつながっていないそういう情報システムでやっていくというようなことをございます。

そういうことをしても、人事の限りを尽くしても確におっしゃるように100%安全であるかどうかということについては、それは絶対100%安全だとは言えませんし、また個人的に先ほどもおっしゃいました、これから事業所が給料を払うために、雇用している方からそれぞれ個人番号をお聞きをするということもして、そういう税務署への届とかそういうものも必要になってきます。

そういう場合に、そういう番号を預かっている方が故意に例えば第三者外部へそういうものを流されるということだって、それはないとは言えない。そういうものに対しては、いろんな罰則であるとか、いろんなものがあるいは企業倫理、そういう職業人の倫理・責任感でやはりそれはやらなければならない必要があり、そのこと自身は今回の別にナンバー制度の問題だけではなしに、企業だっていっぱい守秘義務というものはあるんです。それをやはりきちっと守っていただくということの中で、想定されるような懸念事件が起きないように、やっぱりやっていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、郡上市としてもそうしたことについて、しっかりやっていかなければいけないというふうに思っています。よくマイナンバーそのものの情報がどっかで、そういうふうに盗み見されたりして、例えば私のナンバーが誰か他人が知るところとなったということであっても、それを、じゃ、どう悪用するかというときに、例えば誰か第三者がそれで役所の窓口で私の番号言っている場合でも、ただそれだけの番号そのものだけでは、本人確認というような形でそういうことを言っている人が、確かに例えば私であるかということは、そういう場合には免許証とか保険証とかそういうようなもので本人確認ということをしていながら手続きをしていくということですから、ただ本人が、ある人間のマイナンバーを知っているということだけで、本人とは同定しないというようなことも行われています。

マイナンバーカードという、今後1月から交付されるものについては、マイナンバーとそれから

本人の写真がつかますので、この場合には持って来た、持参してきた人にそのカードでしっかりそれは本人であるかどうかということは、窓口で確認をするということになりますが、そのような形で現在いろんな諸外国等で行われているものも研究をしながら、今日に至っているということであると思いますので、私どもとしてはそうしたものをしっかりその法律や条例要綱等に即しながら、郡上市の職員としてはしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 市の言い分といたしますか、この前も大体そういうのをお聞きをしておりますので、それはわかるんですけども、その中でもやはり漏えいは起こり得るということを考えなきゃいけないと思いますし、専門家がその可能性はいろいろあるというようなことを書いておりますが、それを見ますと、やっぱりそういうことを想定しておく必要があるんだということを一つは思います。

それから、なぜこういうことが行われたかという、このマイナンバー制度が提起されたということも、これは財界の強い要望でこれは進められたというふうに聞いておりますけれども、非常にこのことによって、財務省はかなりの節約ができるとも言っております。しかしそれを聞いてどうも納得ができません、私たちは。

そして税金を取るべきところからは取るというなら、現に非常に例えば大きな企業などは、物すごく低い税率になっています実効税率の。そういう今の仕組みそのものを大きく変えて、本当に出せるところから出して、出せない人からは無理に出させないというのは当然のことです。そして、みんなで出し合ったら、そのお金で、幸せな世の中をつくっていくんだという姿勢がどこでも必要であるというふうに思います。特に、この個人情報というものは、やはりむやみに人がそれを使うべきものではありません。

そういうものなのに、政府が個人情報一括管理をするということは、大きな問題であるというふうに私は思っております。今できるだけそういう努力をしているということですが、これ外国とも比べてみますと、日本以外ではアメリカと韓国が、カナダもですね、同じような形の使い方をしておると。しかし、それは3国とも今、見直しをしている。特にアメリカと韓国はいろんな問題が起きておまして、漏えいの見直しをしようというようになっておる。

詳しいことはさっきちょっと言われたこともあって、正確に言うにはちょっと時間がないので、そういうふうにしておりますし、ヨーロッパ等では導入されておられません。日本のように、こういう形での導入は世界では日本だけだと言われております。そういう点でやはりこの導入に関しては、法律で決まって実行されておりますので、十分な警戒と、そしてそういうことによってマイナスが生じるようにしていくことが、どうでも必要であるというふうに思っております。

市長は先ほど、これは公正・公平な捕捉あるいは寄附等に役立てるといふふうに言われましたし、そういう面もあるでしょう。しかし、こういう制度が世界的に見ても、非常に問題があると言われるように指摘されておるといふのについて、市長としてのお気持ちというか、これから実行される上で、こういう点はどうしても気をつけていきたいと、考えてみるんやというようなことをお聞きしたいと思います。

時間もなくなりましたので、まことに申しわけありませんが、あとの3のほうは割愛したいと思いますので、このことについてだけお答えをください。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほども申し上げましたように、私どもとしてはこの法律に従って、遺漏のないようにやってまいりたいというふうに思っております。

御指摘のように、世界においてはいろいろこうした制度について先行している事例の中で、今、見直しというか改良しているというところもあるように聞いておりますけれども、いずれにしろ、ヨーロッパ等の各国においても、何らかの形でこうした番号制というものは納税者番号であるとか、国民保険番号であるとか、あるいは国民ID番号というような形で、何らかの形でその適用範囲はいろいろとあるかもしれませんが、そのシステムをいろいろ多様であるかもしれませんがどれもされているわけです。

それで、非常に唐突に出てきたということをおっしゃいましたけども、この国民番号制については長い歴史があつて論議をし、政権も変わってそうしたことを経ながら、できてきた制度であります。それが、ただ、しっかり国民あるいは事業者、そうした方々に知らされるというのは、今こういう間際になってにわかに出てきたように受けとめられている面もありますし、そういった面へ私たちがやはり行政の側での周知、広報ということが十分でなかったという面もあるかもしれませんが、今動き出しているということでもありますので、法律、条例、要綱等に現に沿いながら、運用をしていくように、そして、いやしくもそうした法律、条例等に抵触するような活用というものがなされて、国民・市民の皆さん方に、そのプライバシーが侵害されているというようなことの御心配のないようにしていきたいというふうに思っています。

先ほどは申しませんでしたけども、いろんな情報の結びつきによって、自分自身の情報が、国あるいは市町村等において、どのように活用されているかということは、各国民、市民の皆さん方は平成29年以降から運用が開始されるマイポータルあるいはマイナポータルというシステムを通じて、どこが、いつ、どんな目的で自分の情報を参照したかということがわかるように、国民、市民の皆さんからも、そうした運用を監視することができるような、そういうシステムもこれからつくられていくわけですから、そうした中で日本としては可能な限りの、今、人知を尽くした制度を始めようとしているのではないかというふうに理解をしております。

ただ、確かにいろんなことがこれから起こってくるかもしれませんが、それはやはりそうしたことが大きな被害を起こさないように、普段のやはりそういうことに対する改善措置、防御措置というものをとることは必要であるというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 時間が来ましたので、ただ一言だけ、今後やっぱり大きな問題が起こるといふふうに、私は思っております。そういった点では十分、今後も研究をしながら、対処を考えていく必要があるのではないかというふうに思いますので、指摘をしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(尾村忠雄君) これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞様でございました。

(午後 3時13分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

